

# 文教委員会資料⑧

## 2 所管事務の調査（報告）

- (3) 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）の策定に係るパブリックコメント手続の実施について

資料1 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案） 概要版

資料2 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案） 本編

資料3 パブリックコメント手続資料

こども未来局

（令和元年11月21日）

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

川崎市子どもの権利に関する行動計画は、**川崎市子どもの権利に関する条例**第36条に基づき、子どもの権利保障を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定しています。

第1～5次の行動計画の策定にあたっては、川崎市子どもの権利委員会からの答申等を踏まえ、第6次においても、引き続き多様な主体との協働の下、子どもの権利条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して行動計画を策定します。

## 2 計画の位置付け

### (1)川崎市総合計画との関係

川崎市総合計画の政策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けています。

### (2)他の計画等との関係

「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」、「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」、「川崎市人権施策推進基本計画(人権かわさきイニシアチブ)」等の内容との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

## 3 計画の期間

令和2(2020)年度～令和4(2022)年度 [3年間]

### 川崎市子どもの権利に関する条例

国連の「児童の権利に関する条約」の理念を踏まえた国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例。

虐待、体罰、いじめなどの子どもたちを取り巻く状況を背景に、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるために、多くの市民や子どもの参加のもとに制定しました。

### 川崎市子どもの権利委員会

条例第38条に基づき子どもに関する施策の効果・課題を客観的に検証する附属機関。条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては同委員会の意見を聴くものと規定しており、本計画の策定にあたっては、計画の理念や重点的取組等について意見の提出を受けました。

## 第2章 これまでの取組の成果と課題

### 1 これまでの取組の成果

#### (1)子どもの安心と自己肯定感の向上について →基本目標(1)

子どもが安心して生きられるために、「川崎市子どもを虐待から守る条例」等に基づき川崎市児童虐待対応ハンドブックを活用した虐待防止の取組、「かわさき共生＊共育プログラム」等の取組を推進してきました。また、川崎市いじめ防止基本方針に基づきいじめ防止の取組等を推進してきました。

#### <第5次行動計画における成果>

子どもに関わる施設の職員などに向けた研修等への子どもの権利についての資料提供や講師派遣などの拡充を進めました。また、子どもや保護者への性別による差別を防止するため、正しい理解を広める取組を進めました。

#### (2)子どもの意見表明・参加の推進について →基本目標(2)

市・行政区・中学校区の子ども会議、学校教育推進会議、こども文化センターの子ども運営会議などを設置し、子どもの意見表明と参加を推進してきました。市子ども会議と行政区子ども会議との交流会を開催して子ども会議同士の交流を促進するなど、子ども会議の活動を進めてきました。

#### <第5次行動計画における成果>

市子ども会議において、新しくテーマ設定した「川崎市の良いところ探し」を中心に、意見表明の充実のための手法等を子どもの意見を聴いて検討し、実際に市内数か所の見学を行うなど、より自主的な活動ができるような支援を進めました。

#### (3)子どもにやさしいまちづくりの実現について →基本目標(3)

子どもが悩みや困っていることを相談できるように、権利侵害からの相談・救済機関として、平成14(2002)年に「人権オンブズパーソン」を設置しました。

子どもが自由に安心して集うことができる拠点施設として、平成15(2003)年に「川崎市子ども夢パーク」を開設しました。

「24時間子供SOSダイヤル」を開設するなど、子どもの相談窓口を拡充し、また、「地域の寺子屋」など、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、地域の教育力向上を図るとともに新たな子どもの居場所づくりを推進してきました。

#### <第5次行動計画における成果>

各区役所地域まもり支援センターにおいて、子どもに関わる団体や関係機関によるネットワーク会議等を開催することで相互の関係を深めて情報共有と連携を強化し、子どもへの切れ目のない支援を推進しました。

## 2 子どもの権利をめぐる状況

第6回の実態・意識調査(平成30(2018)年)等からも、条例の認知度や子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等など、本市の子どもの権利をめぐる状況について、引き続き、その取組の推進が必要であることがわかりました。

### (1)条例と子どもの権利に関する意識の普及について(条例第6条関連)

約半数の子どもと6割を超えるおとなが条例を知らないことは問題であり、子どもの権利保障を推進するために、市民の条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識を普及する必要があります。

#### 条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合

子ども 49.7% おとな 38.3% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅰ 推進施策(1)

### (2)子どもの養育の支援について(条例第18条関連)

地域で孤立したり経済的に困窮したりする親と子どもがいることは問題であり、養育が困難な状況に対する支援を進めていく必要があります。

#### 困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答するおとなの割合

おとな 36.2% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(7)

### (3)児童虐待について(条例第19条関連)

児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、親支援等による予防、未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。

#### 虐待相談・通告件数

4,134件 [児童相談所・区役所/平成30年度]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(9)

### (4)いじめについて(条例第24条関連)

いじめは子どもの権利の重大な侵害であり、職員の人材育成等による未然防止と早期発見・早期対応の取組をより進めていく必要があります。

#### いじめの認知件数

3,236件 [市立小・中学校/平成30年度]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(12)

### (5)子どもの居場所について(条例第27条関連)

不登校の児童生徒を含むすべての子どもに対して、地域における居場所の確保が課題となっており、地域の中においてさまざまな形で居場所づくりを進めていく必要があります。

#### 地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ない」と回答する子どもの割合

子ども 26.9% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(15)

### (6)子どもの意見表明・参加について(条例第29条関連)

子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が必ずしも十分に反映されないことは問題であり、子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を支援する取組が必要です。

#### 地域の話し合い(子ども会議、学校教育推進会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

子ども 70.6% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅳ 推進施策(17)

### (7)相談機関・救済制度の利用について(条例第35条関連)

困ったり悩んだりしたとき、設置されている相談・救済機関が十分に活用されないことは問題であり、子どもを権利侵害から守るために、子どもが相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

#### 困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答する子どもの割合

子ども 52.4% [市/平成30年]

→計画への反映：施策の方向Ⅴ 推進施策(23)(24)

## 3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

子どもの権利をめぐる課題には、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いため、**行政だけではなく多様な主体と協働・連携による取組や持続的な取組が必要となります。**

権利委員会からは、計画の策定にあたっては、これまで条例に位置付けて取組を進めてきた課題について、より一層の推進を図ると同時に、重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目があげられました。

- ①パートナーとしてつなぎ・つながる協働・連携づくりの取組
- ②児童虐待・いじめ等に対する専門性を高める取組
- ③子どもが地域づくりの主人公と実感できる参加の取組

児童虐待や体罰、いじめ等については、早期の把握と対応が重要であり、子どもの参加については、子どもを単に保護する対象ではなく、大人とともに社会を構成するパートナーであることとらえ、その主体的な地位を保障する必要があります。

第6次の行動計画においては、**24の推進施策とあわせて「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、「子どもの参加を支援する取組」の2つを計画期間における重点的取組として位置付け**、課題の解決に向けて取組を推進します

# 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画(案) [概要版]

## 第3章 計画の基本的な考え方と体系

基本理念を踏まえ、3つの基本目標と5つの施策の方向を位置付け、子どもの権利を保障する施策を推進します。

### 1 基本理念

子どもの権利に関する基本的な考え方を示す条例の前文を計画の基本理念とし、以下の6つの理念のもと目標に向けて取り組みます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

### 2 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障するうえで目指すべき3つを基本目標とします。

#### (1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持つことを目指します。

#### (2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

#### (3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの居場所があり、いつでもどこでも相談でき、いきいきと育つことができる、「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

## 3 施策の方向

### 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

(条例第1章)

(子どもの権利に関する広報・啓発等の実施)

| 成果指標                           | 現状                    | 目標値                | 第5次目標値             |
|--------------------------------|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 条例を「知っている」「聞いたことがある」と回答する市民の割合 | 49.7%子ども<br>38.3%(大人) | 54.0%以上<br>43.0%以上 | 48.0%以上<br>34.0%以上 |

### 施策の方向Ⅱ 個別の支援 (条例第2章)

(子どもの置かれている状況に応じた個別の支援の実施)

| 成果指標                                      | 現状                    | 目標値                | 第5次目標値             |
|---|-----------------------|--------------------|--------------------|
| 文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず「大切にされていると思う」と回答する割合 | 80.3%子ども<br>75.2%(大人) | 83.0%以上<br>77.0%以上 | 83.0%以上<br>65.0%以上 |

### 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

(条例第3章)

(家庭、育ち・学ぶ施設、地域における各種支援の実施)

| 成果指標   | 現状    | 目標値     | 第5次目標値  |
|--|-------|---------|---------|
| 条例を「聞いたことがあるが内容はよくわからない」「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合 | 22.6% | 13.0%以下 | 15.0%以下 |

### 施策の方向Ⅳ 子どもの参加 (条例第4章)

(あらゆる機会での子どもの意見表明と参加の促進)

| 成果指標   | 現状    | 目標値     | 第5次目標値  |
|--|-------|---------|---------|
| 地域の話し合い(子ども会議、学校教育推進会議など)に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合 | 70.6% | 60.0%以下 | 60.0%以下 |

### 施策の方向Ⅴ 相談及び救済 (条例第5章)

(相談しやすい環境づくり、権利侵害の特性に配慮した相談及び救済)

| 成果指標   | 現状    | 目標値     | 第5次目標値  |
|--|-------|---------|---------|
| 困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「しない」と回答する子どもの割合 | 52.4% | 47.0%以下 | 60.0%以下 |

指標の出典：川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査(平成30年)

## 第4章 推進施策と取組

### 施策の方向Ⅰ 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援

#### 推進施策(1)～(3)

子どもの権利に関する広報、子どもの権利学習 ほか  
**<取組>** 市民参加による子どもの権利の日事業、学校等での子どもの権利の学習、区役所等の子育て関連イベントでの広報 など

### 施策の方向Ⅱ 個別の支援

#### 推進施策(4)～(5)

個別の必要に応じた支援、共生社会に関する理解の促進  
**<取組>** やさしい日本語による情報発信、障害のある子ども等への支援、かわさき共生\*共育プログラム など

### 施策の方向Ⅲ 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障

#### 推進施策(6)～(16)

子どもの養育の支援、虐待・体罰・いじめの防止及び救済等、子どもの居場所の確保 ほか  
**<取組>** 親等への子育て情報提供、子どもの養育が困難な親等の支援、育ち・学ぶ施設の職員の研修、こども文化センター事業 など

### 施策の方向Ⅳ 子どもの参加

#### 推進施策(17)～(22)

子どもの参加の促進、子ども会議の開催と支援 ほか  
**<取組>** 子ども会議、学校教育推進会議、子ども運営委員会の開催、子どもの自主的な活動の支援 など

### 施策の方向Ⅴ 相談及び救済

#### 推進施策(23)～(24)

人権オンブズパーソンによる相談・救済 ほか  
**<取組>** 子どもの相談・救済、相談しやすい環境づくり、相談カードやホームページによる相談・救済機関の周知 など

## 第6章 推進体制及び評価・検証

### 1 推進体制

#### (1) 庁内推進体制

- ・ ことも未来局の下、子ども施策全体としての子どもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。
- ・ 川崎市子ども施策庁内推進本部会議等の庁内会議の開催及び実務担当者間の連絡調整による組織間連携の推進を図ります。
- ・ 区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向けて、地域に根差した子ども・子育て支援を推進します。

#### (2) 人材育成の充実

- ・ 職員が子どもの権利についての意識を高めるための研修等による人材育成の充実を図ります。

#### (3) 市民、市民活動団体、関係機関との協働・連携

- ・ 市民活動団体、地域教育会議等との協働・連携による広報・啓発事業等を通じて、子どもの権利施策を推進します。

### 2 評価・検証

#### (1) 進行管理と評価の実施

#### (2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

## 第5章 重点的取組

第6次の行動計画においては、これまでの取組の成果と課題や権利委員会からの行動計画策定に向けた意見を踏まえ、重点的に取り組む必要があるものについて本計画期間における重点的取組に位置付けます。

### 重点1: 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

要保護児童等に対するより適切な支援のため、児童相談所への児童福祉司等の着実な配置や、専門職の人材育成など、相談支援体制の強化を図ります。

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰、いじめの防止に関する啓発を行います。また、児童福祉司等専門職員の増員など児童相談所の相談体制強化に向けた取組等を推進するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済に努めます。

#### 【主な該当施策】

- ・ 親等による虐待・体罰の防止及び救済等
- ・ 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等
- ・ 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

### 重点2: 子どもの参加を支援する取組

子どもの意見を求めるための、「川崎市子ども会議」の取組として、他都市の子ども会議の視察などによるサポーター研修を実施し、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。また、子どもの権利条約フォーラムに参加したりするなど、市政だけでなく、全国の様子にも目を向ける機会を設けていきます。さらに、「子ども集会」を開催し「川崎市子ども会議」と行政区・中学校区の「子ども会議」との連携・交流などを図ります。

#### 【主な該当施策】

- ・ 子どもの参加の促進
- ・ 子どもの意見の尊重
- ・ 子ども会議の開催と支援

# 第6次川崎市 子どもの権利に関する行動計画

令和 2(2020)年度～令和 4(2022)年度

(案)



11月20日はかわさき子どもの権利の日

川 崎 市  
令和元(2019)年 11 月



## 目次

### 第1章 計画の策定にあたって

|              |   |
|--------------|---|
| 1 計画策定の背景と趣旨 | 6 |
| 2 計画の位置付け    | 8 |
| 3 計画の期間      | 9 |

### 第2章 これまでの取組の成果と課題

|                       |    |
|-----------------------|----|
| 1 これまでの取組の成果          | 10 |
| 2 子どもの権利をめぐる状況        | 13 |
| 3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて | 21 |

### 第3章 計画の基本的な考え方と体系

|         |    |
|---------|----|
| 1 基本理念  | 23 |
| 2 基本目標  | 25 |
| 3 施策の方向 | 27 |

|          |    |
|----------|----|
| [計画の体系図] | 31 |
|----------|----|

### 第4章 推進施策と取組

|        |    |
|--------|----|
| 施策の方向Ⅰ | 33 |
| 施策の方向Ⅱ | 35 |
| 施策の方向Ⅲ | 37 |
| 施策の方向Ⅳ | 44 |
| 施策の方向Ⅴ | 47 |

### 第5章 重点的取組

### 第6章 推進体制及び評価・検証

|         |    |
|---------|----|
| 1 推進体制  | 52 |
| 2 評価・検証 | 53 |

### 資料編

|                      |    |
|----------------------|----|
| 1 川崎市における子どもをめぐる現状   | 54 |
| 2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見 | 64 |
| 3 関係条例・規則等           | 69 |

## 第1章 計画の策定にあたって

### 1 計画策定の背景と趣旨

急速な少子高齢化の進展や社会経済状況の変化に伴い、子どもやその家庭を取り巻く環境は大きく変容し、子どもたちに深刻な影響を及ぼしています。また、昨今の出入国管理及び難民認定法等の改正や外国人市民が増加する中で、外国につながる子どもへの支援も求められています。そのため、複雑かつ深刻化する子どもと家庭を取り巻く状況に対し、子どもの権利施策の一層の推進が必要となっています。

本市では、平成13(2001)年4月に施行した川崎市子どもの権利に関する条例(以下「子どもの権利条例」又は「条例」という。)第36条<sup>1</sup>の規定に基づき、子どもの権利に関する施策の推進にあたって子どもの権利保障を総合的かつ計画的に図ることを目的に、川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定しています。

行動計画の策定にあたっては、川崎市子どもの権利委員会からの答申「川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けて～子どもの意見表明・参加を中心に～」(平成16(2004)年8月)、「川崎市子どもの権利に関する行動計画について～子どもの相談・救済及び居場所を中心とした総合的な行動計画の策定に向けて～」(平成19(2007)年6月)を踏まえながら、第1次、第2次行動計画を策定しました。また、第3次行動計画では、推進施策等を精査するとともに、第4次行動計画においては、条例の内容と計画に基づく各施策の関係が明確になるよう体系を整理しました。さらに、第5次行動計画では、計画の目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するために新たに施策の方向ごとに成果指標を設定し、取組を推進しました。

本計画では、引き続き多様な主体との協働の下、子どもの権利条例に基づき、子ども一人ひとりの権利を尊重し、すべての子どもが主体的に参加し、幸せに生きる地域づくりを目指して行動計画を策定します。

#### ～ 子どもの権利条例とは ～

子どもの権利条例は、国内で最初の子どもの権利に関する総合的な条例です。この条例は、子どもが一人の人間として尊重され、自分らしく生きていくことを支えるためのものです。

平成元(1989)年に国連で「児童の権利に関する条約(以下「子どもの権利条約」又は「条約」という。)」(日本は平成6(1994)年批准)が採択されました。条約の採択後、虐待や体罰、いじめなどにより子どもたちが苦しんでいたことを背景に、本市では子どもは権利の主体であるという条約の理念を踏まえた条例の策定が求められ、平成10年(1998)年に「市民とともに・市全体で・川崎に根ざしたものを」を合言葉に具体的な策定に向けて取組を始めました。約2年間で200回を超える会議や市民・子どもたちとの意見交換を行って条例の骨子案について検証し、平成12(2000)年12月に条例を制定、平成13(2001)年4月に施行しました。

<sup>1</sup> 条例第36条第1項「市は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画(以下「行動計画」という。)を策定するものとする。」

～ 川崎市子どもの権利委員会の役割 ～

条例では、第38条で子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の効果・課題を客観的に検証する機関として人権、教育、福祉等の子どもに関わる分野の学識経験者と公募の市民で構成される川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の設置を定めています。

市長は施策を進める上での参考にするために権利委員会へ諮問を行い、その答申の内容をこれまでの行動計画の基本目標や施策の方向、重点施策などに反映させてきました。

| 諮問年   | 主な諮問事項            | 権利委員会 | 反映された行動計画      |
|-------|-------------------|-------|----------------|
| 平成13年 | 子どもの参加            | 第1期   | 第1次（平成17～19年度） |
| 平成16年 | 子どもの居場所と参加活動の拠点作り | 第2期   | 第2次（平成20～22年度） |
| 平成19年 | 子どもの相談及び救済        | 第3期   | 第3次（平成23～25年度） |
| 平成22年 | 条例の広報・啓発          | 第4期   | 第4次（平成26～28年度） |
| 平成26年 | 子どもの成長に応じた育ちの支援   | 第5期   | 第5次（平成29～31年度） |
| 平成29年 | 子どもに対する支援の協働・連携   | 第6期   | 第6次 一本計画       |

市と権利委員会は、条例施行後、子どもの権利保障の実態を把握するために、川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査（以下「実態・意識調査」という。）を3年ごとに実施しています。第6回の実態・意識調査（平成30（2018）年）においては、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことが「ない」と答えた子どもは37.8%、話し合いの場に参加したことが「ない」と答えた子どもは70.6%あり、子どもの参加を促進する必要があること、困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」「したいと思わない」と答えた子どもは52.4%あり、相談しやすい環境づくりを進める必要があることなどがわかりました。

第6期の権利委員会は、実態・意識調査の結果や市民・行政職員との対話（意見交換）の内容等をもとにして施策の検証を行い、「子どもに対する支援の協働・連携について」を市長へ答申しました（令和元年）。この中で、子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること、児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること等の提言を行いました（P.59 参照）。

条例第36条第2項は、行動計画の策定にあたっては同委員会の意見を聴くものと規定しています。権利委員会は「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」（令和元年）をまとめ、第6次の行動計画を策定するにあたっては、子どもの権利の主体性という原点に再び回帰し、子どもに対する支援の協働・連携を進めるとともに、虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組、子どもの参加を支援する取組を重点的に推進するべきとの意見を提出しました（P.61 参照）。

第6次の行動計画はこのような権利委員会の意見と、現在の社会において見過ごせない子どもの権利への侵害の状況を踏まえて策定しました。

## 2 計画の位置付け

### (1) 川崎市総合計画との関係

本計画は、「川崎市総合計画」と連携し、同計画の政策5-2「人権を尊重し共に生きる社会をつくる」における「平等と多様性を尊重した人権・平和施策の推進」の中の、「子どもの権利施策推進事業」を推進するための行動計画として位置付けています。

また、同計画においては、各施策・事務事業の実施とともに、関連の深い分野別計画等との連携を図ることで、国連で採択された「2030 アジェンダ」が掲げる「持続可能な開発目標(SDGs)」の達成に向けた取組の推進を担うこととしています。

本計画においても、同計画と同様に、SDGsの理念や目標、国の動向等を踏まえながら取組を進めます。

本計画が対応するSDGsのゴール

- ゴール1 あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる
- ゴール2 飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する
- ゴール3 あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する
- ゴール4 すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する
- ゴール5 ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う
- ゴール8 包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する
- ゴール10 各国内及び各国間の不平等を是正する
- ゴール11 包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する
- ゴール12 持続可能な生産消費形態を確保する
- ゴール16 持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する
- ゴール17 持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化



(2) 他の計画等との関係

条例第3条では、市はあらゆる施策を通じて子どもの権利の保障に努めなければならないとしており、条例の理念は子どもに関わるあらゆる施策の指針となるべきものです。

本計画は、子どもから高齢者まで全ての地域住民を対象にし、本市の個別計画の上位概念に位置づけられる「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」や、子どもに関する行政計画である「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」、「川崎市社会的養育推進計画」、総合的人権施策の推進を目的とした「川崎市人権施策推進基本計画（人権かわさきイニシアチブ）」、教育に関する行政計画である「川崎市教育振興基本計画（かわさき教育プラン）」等の内容との整合性を図り、各分野における子どもの権利施策を横断的に推進します。

【第6次行動計画の関連図】



※令和元年度に策定予定。

3 計画の期間

第6次行動計画の期間は、令和2（2020）年度から令和4（2022）年度までの3年間とします。

## 第2章 これまでの取組の成果と課題

### 1 これまでの取組の成果

本市では、平成13(2001)年の条例施行以降、子どもの権利を保障するための各種制度を整備するとともに、第1～5次の行動計画を策定し、子どもの権利の施策を総合的かつ計画的に推進してきました。以下が、基本目標に基づく主な取組と成果です。

#### (1)子どもの安心と自己肯定感の向上について

→基本目標(1) P.20

子どもがあらゆる差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、子どもが安心して生きていくことができるよう、平成24(2012)年に「川崎市子どもを虐待から守る条例」を制定、いじめ防止対策推進法<sup>2</sup>に基づいて平成26(2014)年に「川崎市いじめ防止基本方針」を策定し、「かわさき共生＊共育プログラム」や「川崎市児童虐待対応ハンドブック」の作成など虐待やいじめ防止に取り組んできました。

子どもの権利について子ども自身が理解し自己肯定感を持てるよう、市立学校での子どもの権利学習、市民協働による「かわさき子どもの権利の日事業<sup>3</sup>」等の広報・啓発事業を実施し、子どもの成長段階に合わせて、アニメーションを使った映像資料や絵本、子ども向けの条例解説リーフレット等を作成し、理解しやすい広報資料として活用を進めるなど子どもの権利についての理解と関心を深める取組を推進してきました。

#### <第5次行動計画における成果>

第6回の実態・意識調査では、市民の条例の認知度は上昇しているものの、条例を「知っている」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合は76.8%でした(P.51参照)。学校や子どもに関わる施設の職員、行政職員などは、条例について当然に理解している必要があるため、施設研修等に対する子どもの権利や条例についての資料提供、講師派遣などの拡充を進めました。

また、個別の必要に応じた支援について、子どもや保護者が性別による差別や不利益を受けたり適切な支援を受けることができずに孤立したりすることを防止するため、映画の上映及び当事者を含むスペシャルトークショー等を通じて、LGBTをはじめとする性的マイノリティへの誤解や偏見をなくし、正しい理解を広める取組を進めました。

<sup>2</sup> いじめ防止対策推進法：平成25(2013)年に定められた法律で、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するため、基本理念を定め、国及び地方公共団体の責務を明らかにし、並びにいじめ防止等のための対策について定めるとともに、いじめ防止等のための対策の基本となる事項を定めています。

<sup>3</sup> かわさき子どもの権利の日事業：条例で定めるかわさき子どもの権利の日(11月20日)にちなんで実施する子どもの権利の啓発事業。多くの市民活動団体の参画により事業の企画運営が行われています。

## (2) 子どもの意見表明・参加の推進について

→基本目標(2) P.20

子どもが市政や施設運営等に参加する仕組みとして、平成14(2002)年に「学校教育推進会議」を設置しました。また、市・行政区・中学校区の「子ども会議」を開催するとともに、市子ども会議と行政区子ども会議との交流会を開催して子ども会議同士の交流を促進しました。

こども文化センター<sup>4</sup>に「子ども運営会議」を設置するなど子どもの意見表明と参加を推進してきました。

市のホームページ上に「こどもページ」を作成し、子どもの参加を支援しました。

### <第5次行動計画における成果>

市子ども会議において、従来のテーマに加えて新しく設定した、「川崎市の良いところ探し」を中心に、定例会を開催するだけでなく、意見表明の充実のために調査活動の手法等を子どもの意見を聴いて検討し、実際に市内数か所の見学や聞き取り調査を行うなど、より自主的な活動ができるような支援を進めました。

また、「高校生議会」事業として、市内の高校生が市の理想像について調査・研究・協議を行い、一つの結論を導き出すプロセスを体験するとともに、市議会議員との意見交換等を通じ、議会に対する理解と関心を深めました。

## (3) 子どもにやさしいまちづくりの実現について

→基本目標(3) P.21

権利侵害からの相談・救済機関として、平成14(2002)年に「人権オンブズパーソン<sup>5</sup>」を設置、平成27(2015)年に「24時間子供SOSダイヤル」を開設するなど、子どもの相談・救済に取り組んできました。

子どもが自由に安心して集うことができる拠点施設として、平成15(2003)年に「川崎市子ども夢パーク<sup>6</sup>」を開設しました。また、子どもの居場所<sup>7</sup>について、多世代で学ぶ生涯学習拠点として「地域の寺子屋<sup>8</sup>」を開設するなど、地域の教育力向上を図るとともに新たな子どもの居場所づくりを推進してきました。

<sup>4</sup> こども文化センター：児童福祉法第40条に規定する「児童厚生施設」で、子育て支援、小学生・中学生・高校生の居場所づくりを行うとともに、乳幼児から高齢者までの多様な世代が交流しながら主体的に活動できる地域の拠点施設として設置しています。

<sup>5</sup> 人権オンブズパーソン：川崎市人権オンブズパーソン条例に基づき、子どもの権利侵害や男女平等に関する人権侵害について相談や救済の申立てができる制度。

<sup>6</sup> 川崎市子ども夢パーク：条例の「子どもの居場所」「子どもの活動拠点」を具現化する施策の1つとして設置された施設であり、運営方法や利用のルール、行事企画などは子どもの参加により決定しています。

<sup>7</sup> 子どもの居場所：条例第27条では、子どもの居場所について、「子どもには、ありのままの自分であること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係を作り合うことができる場所」が大切であるとしています。

<sup>8</sup> 地域の寺子屋：地域人材の知識と経験を活かして、地域ぐるみで子どもの学習や体験活動をサポートし、多世代で学ぶ生涯学習の拠点となる場。各学校の開放施設等を活用し、平日週1回の学習支援、土曜日等月1回の体験活動・世代間交流を行っています。

庁内体制について、平成28（2016）年度にこども未来局を新設し、子どもの権利保障を子ども施策全体で総合的に推進できる体制になりました。子どもの権利に関する庁内会議を開催し、組織間の連携を進めました。また、地域包括ケアシステム<sup>9</sup>を推進するため、平成28（2016）年度に子どもや子育て中の親等を含む全ての人への切れ目のない一体的な支援等を実施する区役所地域みまもり支援センターを設置しました。

#### <第5次行動計画における成果>

地域における子育て及び教育環境の整備等について、各区役所地域みまもり支援センターにおいて子どもに関わる団体・関係機関によるネットワーク会議等を開催することで家庭と地域社会、関連施設及び団体相互の関係を深めて情報共有と相互協力により連携を強化し、各成長段階をとおして子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を推進しました。

---

<sup>9</sup> 地域包括ケアシステム：誰もが、住み慣れた地域や自らが望む場で安心して暮らし続けることができるよう、地域において、介護、医療、福祉、生活支援などの必要なサービスが必要な方に提供されるための仕組み。「川崎市地域包括ケアシステム推進ビジョン」に基づき同システムの構築を推進しています。

## 2 子どもの権利をめぐる状況

平成13（2001）年以降、3年を一期とした第1～5次の行動計画では、各種制度を整備するとともに、さまざまな取組を推進してきました。

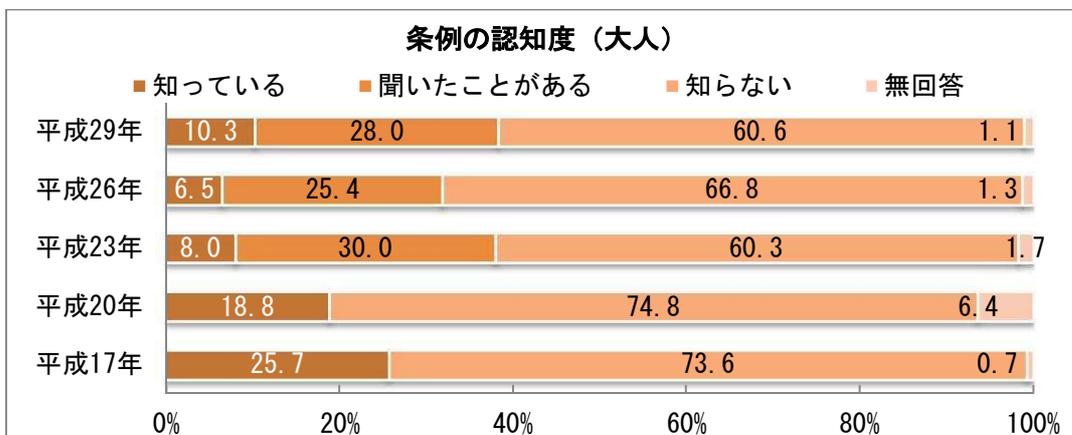
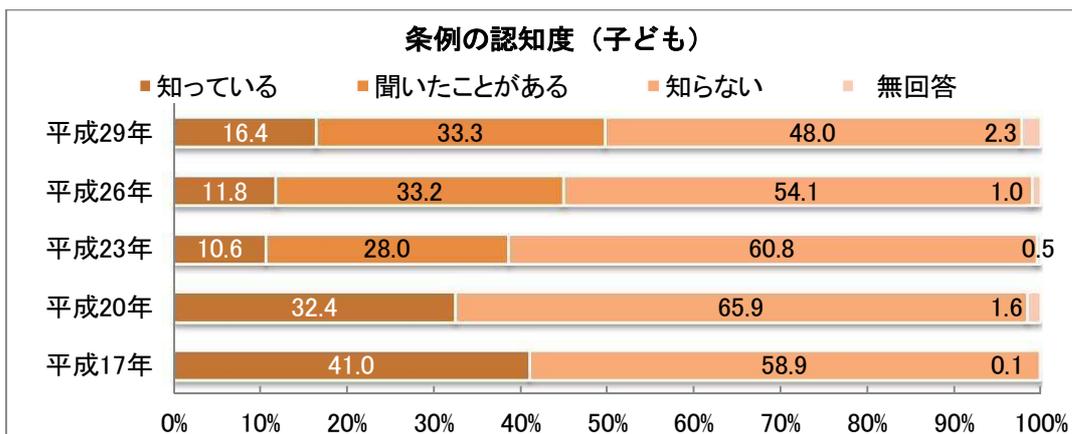
第6回の実態・意識調査（平成30（2018）年）等からも、条例の認知度や子どもの居場所、子どもの意見表明・参加、相談・救済等など、本市の子どもの権利をめぐる状況について、引き続き、その取組の推進が必要であることがわかりました。

そのため、第6次の行動計画においても、5つの施策の方向に基づき、24の推進施策を進めていきます。

※統計資料は、パーセンテージの合計が100と一致しないことがあります。

### （1）条例と子どもの権利に関する意識の普及について（条例第6条関連）

第6回の実態・意識調査では、条例を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する割合は子ども49.7%、大人38.3%でした。



注）平成17、20年の調査では、「知っている」「知らない」の2択

出典：第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成30年）

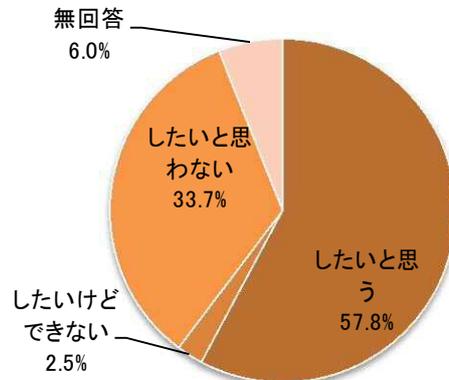
第1回の実態・意識調査（平成16（2004）年）では、子ども45.2%、大人31.0%でした。以降、一時的に低下していた認知度は上昇しましたが、依然として約半数の子どもと6割を超える大人が条例を知らないことは問題です。子どもの権利保障を推進するために、市民の条例への理解と関心を広め、子どもの権利に関する意識を普及する必要があります。

[第6次行動計画への反映：施策の方向Ⅰ 推進施策（1） 取組②/P.28]

**（2）子どもの養育の支援について（条例第18条関連）**

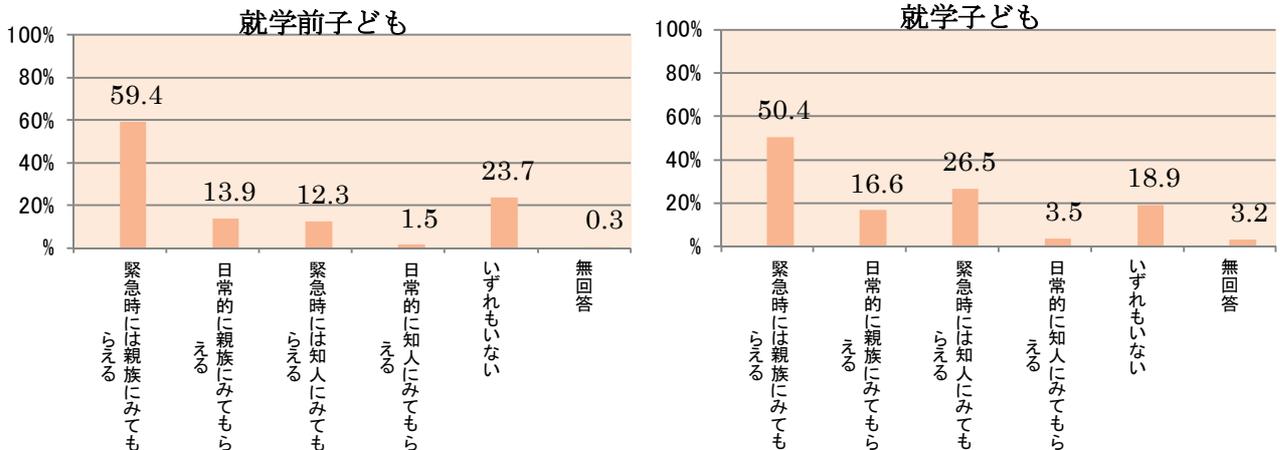
第6回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、（相談・救済機関のうち）どこかに相談したいと思えますか。」という質問に対し、「どこに相談したらよいかわからない」、「担当者の人柄がわからない」などといった理由により、36.2%の大人が「したいけどできない」、「したいと思わない」と回答しました。

困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思うか(大人)



出典：第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成30年）

平成31（2019）年の子ども・子育て支援に関する利用ニーズ調査では、日頃、子どもをみてもらえる親族及び知人について聞いたところ、「緊急時もしくは用事の際に子どもをみてもらえる祖父母・友人・知人等がいない」と回答した就学前子どもの親は23.7%、就学子どもの親は18.9%となっています。

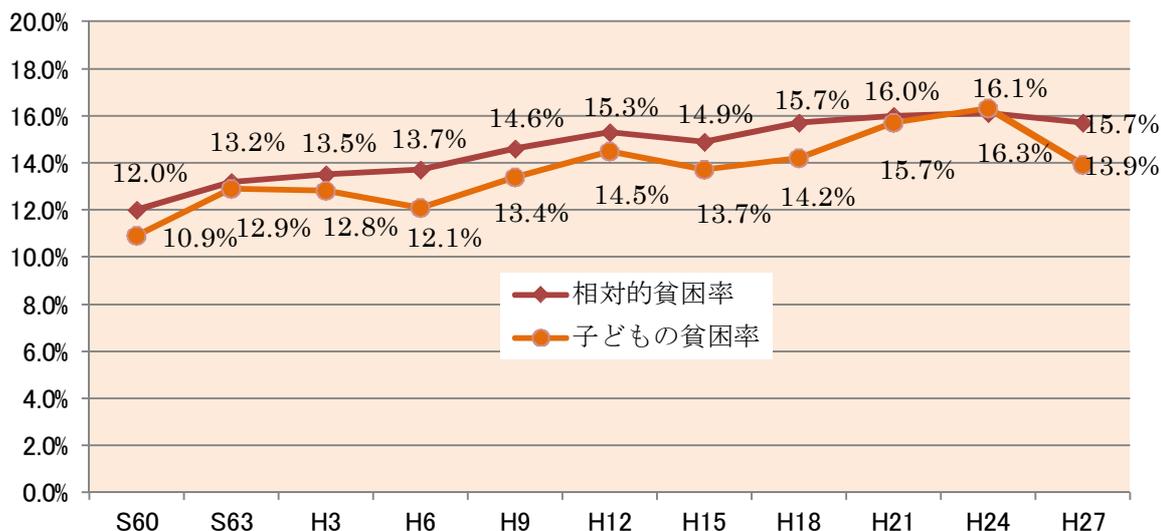


出典：川崎市 子ども・子育て支援に関する利用ニーズ調査報告書（平成31年）

社会状況や子どもを取り巻く環境が変化するなかで、子育てをする親等の地域での孤立を防ぐことは課題であり、子どもの権利保障を推進するために、各種相談・救済事業等により支援を進めていく必要があります。

また、平成28(2016)年の国民生活基礎調査(厚生労働省)では、国の子どもの貧困率<sup>10</sup>は13.9%となっています。

日本の貧困率



出典：平成28年 国民生活基礎調査(厚生労働省)

貧困は、子どもの心身の成長や学力の向上に大きな影響をもたらす恐れがあり、子どもの権利に関わる大きな問題です。経済的に困窮したりするなど、子どもの養育が困難な状況にある親と子どもへの支援を進めていく必要があります。

[第6次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策(7) 取組⑭/P.32]

### (3) 児童虐待について (条例第19条関連)

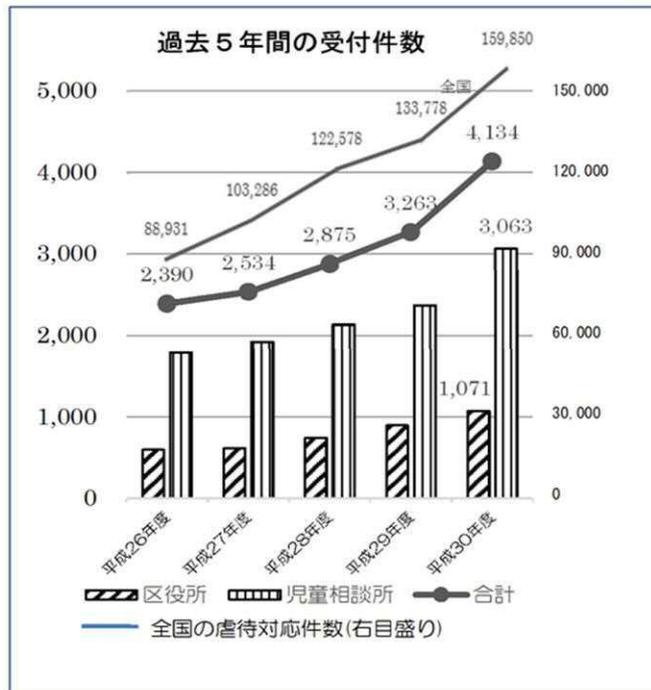
川崎市内の児童相談所が受理した児童虐待相談・通告件数は、年々増加傾向にあります。平成22(2010)年度以降は年間1,000件を超える相談・通告を受け付けており、平成28(2016)年度に2,000件、平成30(2018)年度には3,000件を超える状況となっています。平成25(2013)年度から区役所及び地区健康福祉ステーションでも相談通告を受理することとなりましたが、同様に年々増加しています。平成30(2018)年度は、児童相談所と区役所を合わせ、全市で4,000件を超え、増加の傾向が強くなっています。

<sup>10</sup> 子どもの貧困率：子ども(17歳以下の者)全体に占める、等価可処分所得(いわゆる手取り収入)が貧困線(等価可処分所得の中央値の半分)に満たない子どもの割合をいいます。

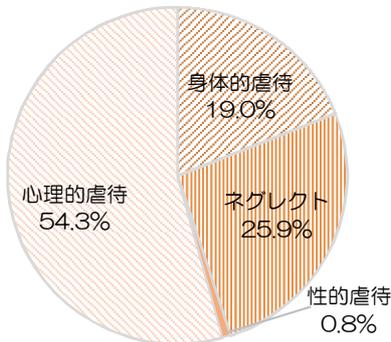
虐待種別では、心理的虐待の相談・通告件数の増加が著しく、全体の5割を超えています。心理的虐待には配偶者間暴力（DV）の目撃、近隣からの泣き声通告も含まれています。（平成16（2004）年からの改正児童虐待防止法で子どもの面前での配偶者間暴力は心理的虐待となっています。）

年齢別では0歳から就学前の未就学児が53.4%と半数以上を占め、次いで小学生は28.9%、中学生は10.6%となっており、虐待を受けている子どもの約8割は小学生以下となっています。

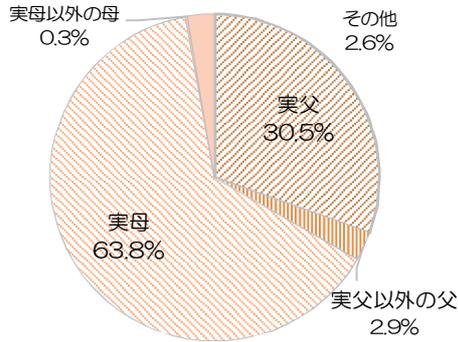
虐待者別では、主な虐待者は実母が63.8%と最も多くなっています。子どもと接する時間が長く、子育て中の実母が虐待者となってしまう傾向が強く、実母の養育負担の大きさがうかがえます。



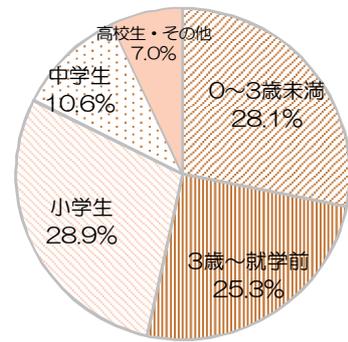
虐待種別構成比



虐待者別構成比



年齢別構成比



出典：「川崎市子どもを虐待から守る条例」第21条に基づく年次報告書（平成30年度版）

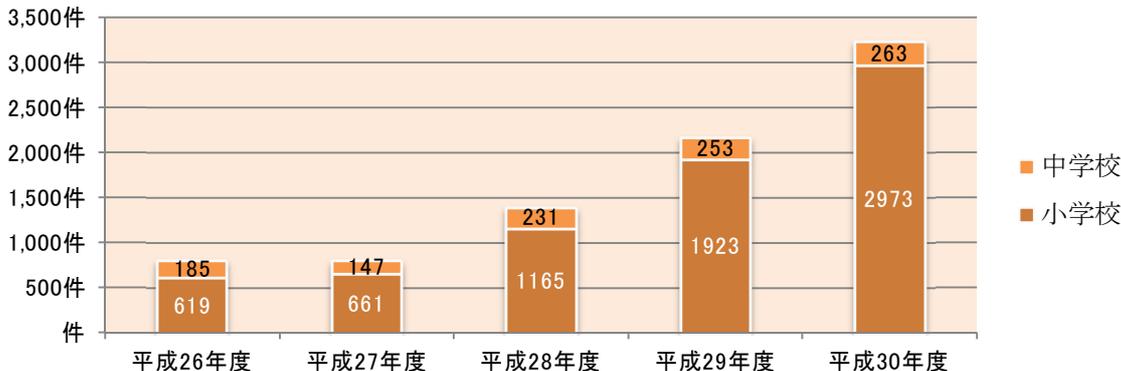
児童虐待は子どもの権利の重大な侵害であり、親支援等を通じて予防する必要があります。また、育ち・学ぶ施設の職員の知識・知見の習得と数多くの現場経験を積むことによる専門性の確保も課題であり、未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。

[第6次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑩⑪⑫/P.33]

**(4) いじめについて (条例第24条関連)**

平成30(2018)年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数は、3,236件でした。

川崎市立小・中学校におけるいじめの認知件数



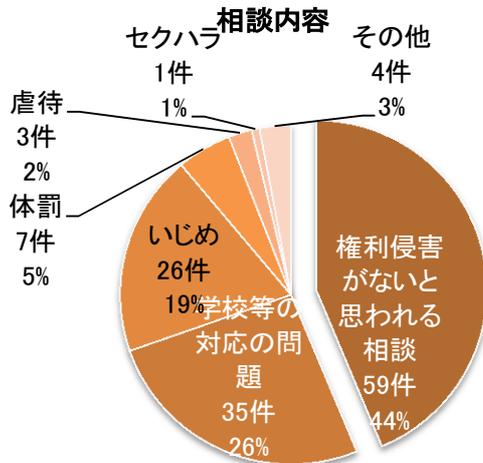
出典：平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査 (川崎市・文部科学省)

いじめの解消率は、小・中学校あわせて73.2%で、平成29(2017)年度の75.0%から1.8ポイント減少しています。

文部科学省は、積極的にいじめを認知することとし、いじめの認知件数が多いことについては、肯定的に評価しています。また、いじめについて丁寧かつ慎重に対応することとなるため、解消率が前年と比較して下がることは問題ではないとしていますが、今後も学校と連携して、いじめの早期発見・早期対応に努め、いじめられている児童生徒の救済を第一にして対応する必要があります。

また、平成30(2018)年度の人権オンブズパーソンの相談内容においては、権利侵害があると思われる相談76件の中で、いじめに関する相談は学校等の対応の問題に次いで多く、26件(19%)となっています。

人権オンブズパーソンにおける子どもの相談内容



※相談の内容の分類は、受付時の訴えの内容に基づいています。

出典：川崎市人権オンブズパーソン 平成30年度報告書

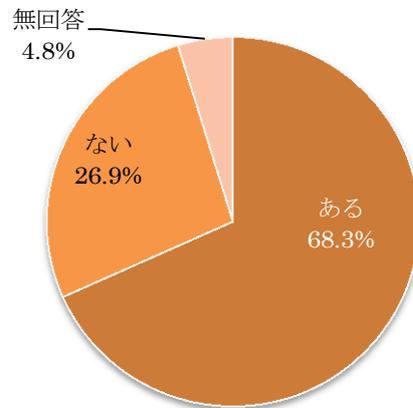
いじめは子どもの権利の重大な侵害であり、育ち・学ぶ施設の職員に対する人材育成等による専門性を確保することは課題です。未然防止及び早期発見・早期対応への取組をより進めていく必要があります。

[第6次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（12）取組<sup>(23)(24)(25)</sup>/P.36]

**(5) 子どもの居場所について（条例第27条関連）**

第6回の実態・意識調査では、「地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。」という質問に対し、26.9%の子どもが「ない」と回答しました。

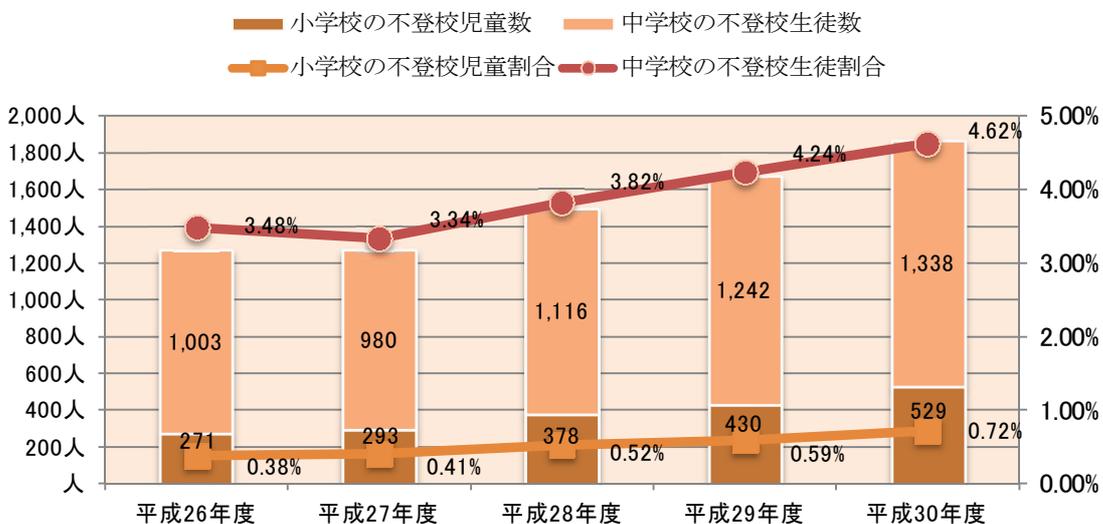
**地域に遊んだりスポーツをしたり安心して自分の好きなことをする場所があるか**



出典：第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成30年）

また、平成30（2018）年度の児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査では、川崎市立小学校の不登校児童は529人で、中学校の不登校生徒は1,338人でした。

**川崎市立小・中学校における不登校児童生徒数と割合**



出典：平成30年度 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査（川崎市・文部科学省）

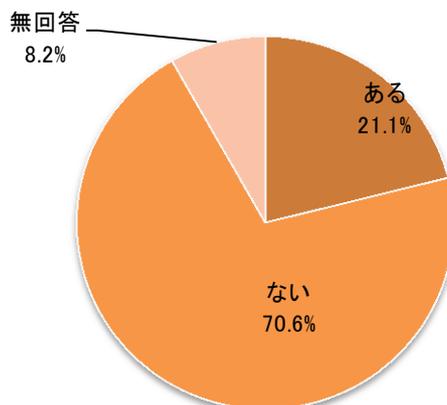
不登校の児童生徒を含むすべての子どもに対して、地域における居場所の確保が課題となっています。不登校の児童生徒が安心して過ごせる居場所が確保できるよう、適応指導教室「ゆうゆう広場」、「フリースペースえん<sup>11</sup>」、「こどもサポート<sup>12</sup>」などの施設を通じて支援を進めるとともに、すべての子どもが、ありのままの自分でいられ、安心して過ごすことができる「居場所」を持つことができるように、こども文化センターをはじめとして、地域の中においてさまざまな形で居場所づくりを進めていく必要があります。

[第6次行動計画への反映：施策の方向Ⅲ 推進施策（15） 取組<sup>(30)(31)(32)</sup>／P.38]

**(6) 子どもの意見表明・参加について**（条例第29条関連）

第6回の実態・意識調査では、子ども会議や学校教育推進会議など、地域の中で話し合ったり意見を言ったりしたことがあるかという質問に対し、70.6%の子どもが「したことがない」と回答しました。

**地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）に参加したことがあるか**



出典：第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成30年）

市子ども会議、各行政区子ども会議に参加する子ども委員、サポーターが減少傾向にあります。子どもは現在の社会を構成する一員であり、社会は子どもに開かれていなければなりません。子どもに関わることを決めるとき、子どもの意見が必ずしも十分に反映されないことは問題であり、子どもの自主的・自発的な意見表明と参加を支援する取組が必要です。

[第6次行動計画への反映：施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組<sup>(34)(35)(36)</sup>／P.39]

<sup>11</sup> フリースペースえん：学校外で多様に育ち、学ぶ場として川崎市子ども夢パークに設置された公設民営のフリースペース。

<sup>12</sup> こどもサポート：区役所において実施している子どもの居場所提供事業またはその施設のこと。川崎区の旭町こども文化センターの一部を活用した「こどもサポート旭町」、高津区の「こどもサポート宮ノ下」、宮前区の南野川小学校第4校舎の一部を活用した「こどもサポート南野川」の3つがあります。

～ 子どもの参加を支援する主な仕組 ～

**子ども会議**：条例の意見表明権に基づき、市政について子どもの意見を求めるために設置された会議。現在、市子ども会議の他に、行政区・中学校区の地域教育会議により子ども会議が開催されています。市子ども会議において出された子どもからの意見は、子どもによって提言、報告書という形でまとめられ、市長に提出することができます。

**学校教育推進会議**：校長の求めに応じて、学校の教育目標、教育活動に関する意見や要望等を述べ、ともに協力し支え合うために、すべての川崎市立学校（学校運営協議会設置校を除く）に設置されている機関。校長のほか、校長が児童生徒、保護者、地域住民、教職員等から選定・委嘱した計10名程度の委員で組織されます。

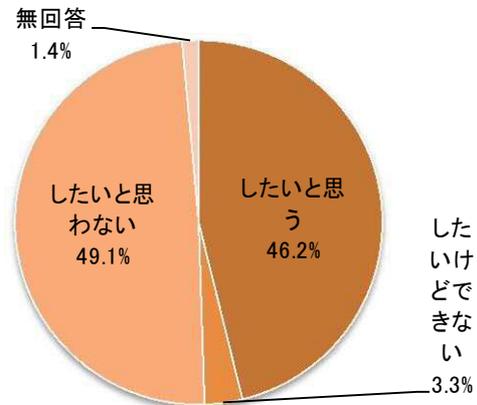
**子ども運営会議**：こども文化センターの利用者である子どもとその職員によって構成され、こども文化センターの運営や行事等について話し合う会議。すべてのこども文化センターに設置されています。

(7) 相談機関・救済制度の利用について（条例第35条関連）

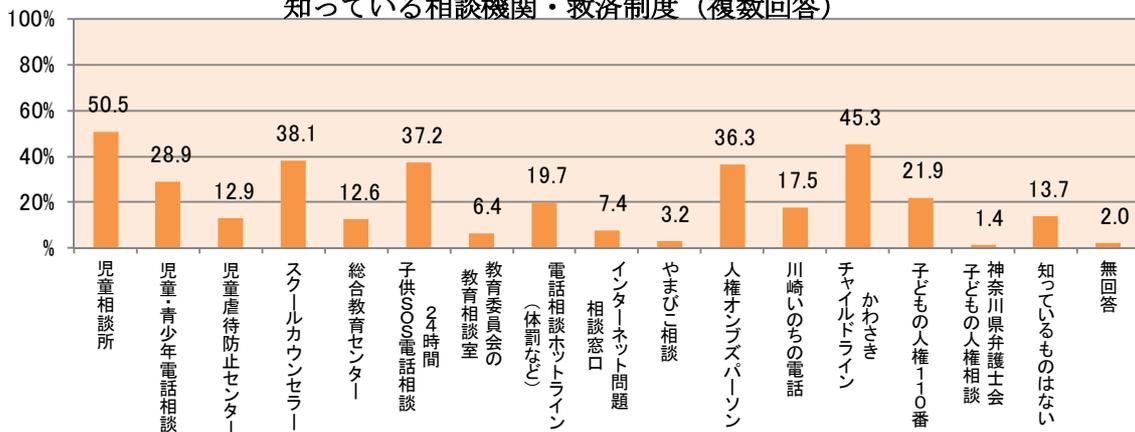
第6回の実態・意識調査では、「困ったり悩んだりしたとき、（相談・救済機関のうち）どこかに相談したいと思えますか。」という質問に対し、52.4%の子どもが「したいけどできない」、「したいと思わない」と回答しました。

相談・救済機関については、多くの子どもが知っているにもかかわらず、必要なときに相談先として選択されないという結果が表れています。

困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思うか(子ども)



知っている相談機関・救済制度（複数回答）



出典：第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査 報告書（平成30年）

条例第12条では、子どもはあらゆる権利侵害から逃れられ、状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されなければならないとしています。設置されている相談・救済機関が十分に活用されているとは言えない状況は問題であり、子どもを権利侵害から守るために、子どもが困ったり悩んだりしたときに相談しやすい環境づくりを進めていく必要があります。

[第6次行動計画への反映：施策の方向V 推進施策(23)(24) 取組(43)(44)(45)/P.42]

### 3 子どもの権利をめぐる課題の解決に向けて

社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化したことによる、様々な不安や地域における孤立感などの高まりを背景に、児童虐待相談・通告件数は年々増加傾向にあります。また、いじめ等の問題も深刻化するなど、子どもは日常生活の中で生きづらさを感じていることも考えられます。子どもが将来に夢と希望を抱き、学びや体験をとおして自信を持ち、あらゆることに挑戦できる姿を市民が実感できる取組が求められています。

本市では、全国に先駆けて子どもの権利条例を制定し、子どもの権利の施策を推進してきました。子どもの権利をめぐる課題には、すぐに解決できるものだけではなく深刻化・複雑化しているものも多いため、行政だけではなく多様な主体と協働・連携による取組や持続的な取組が必要となります。

これまで、ともに検証活動を進めてきた権利委員会からは、「第6次子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見」として、計画の策定にあたっては、これまで条例に位置付けて取組を進めてきた課題について、より一層の推進を図ると同時に、特に重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目があげられました。

- ①パートナーとしてつなぎ・つながる協働・連携づくりの取組
- ②児童虐待・いじめ等に対する専門性を高める取組（条例第19・20・23・24条関連）
- ③子どもが地域づくりの主人公と実感できる参加の取組（条例第29条関連）

(P.63 参照)

児童虐待や体罰、いじめ等については、国内で深刻な問題としてとりあげられており、本市においてもそれは例外ではありません。被害にあっている子どもは、親にも学校等の職員にもなかなか打ち明けられずに、状態が深刻化してしまうこともあり、早期の把握と対応が重要です。

また、子どもの参加については、条例制定から約20年が経過し、社会環境が大きく変化した現在においても、子どもを単に保護する対象ではなく、大人とともに社会を構成するパートナーであることから、その主体的な地位を保障する必要があります。子どもが現代の市民社会を大人とともに築いていく「市民」としての自覚をもち、今の社会に生きている実感をとまな

うことこそ子ども自身の成長に極めて大切です。

そのため、第6次の行動計画においては、子どもの権利をめぐる状況や権利委員会からの行動計画策定に向けた意見等を踏まえ、24の推進施策とあわせて「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、「子どもの参加を支援する取組」の2つを計画期間における重点的取組として位置付け、課題の解決に向けて取組を推進します（P.43～）。

## 第3章 計画の基本的な考え方と体系

### 1 基本理念

本市の子どもに関する施策を推進するにあたり、本計画で目指す基本理念を次のとおり掲げます。

- (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である
- (2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである
- (3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる
- (4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである
- (5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている
- (6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める

権利委員会では、子どもの権利保障を進めるためには、条例に示される子どもの権利に関する考え方が広く理解されることにより、子どもの権利をよりよく保障していくことが大切であるとしています。

条例は、その前文で子ども及び子どもの権利に対する基本的な考え方を示していますが、その内容は、子どもの権利に関連する各施策を進める上で欠かすことのできないものです。そのため、本計画では、条例の前文を基本理念として取組を推進します。

#### (1) 子どもは、それぞれがかけがえのない価値と尊厳を持った一人の人間である

これは、条例策定時の平成11（1999）年12月に川崎子ども集会代表者会議によって出された川崎子ども集会アピールである「一人ひとりの違いが個性として認められ、自分が自分であることを大切に」してほしい、「子どもを大人より下の存在としてではなく一人の人間として平等にみてほしい」という願いが反映されたものとなっています。

**(2) 子どもは、権利の全面的な主体であり、権利は自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである**

子どもの権利条約では、子どもを「保護される対象（客体）」から「権利を行使する主体」として「子ども観」を転換しており、本条例においてもこのことを基本としています。そして、子どもの権利を「子どもの最善の利益の確保」、「差別の禁止」、「子どもの意見の尊重」といった国際原則の下で、子どもにとってなくてはならないものであるとしています。

**(3) 子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる**

子どもの権利が守られ、行使されて初めて実現される「豊かな子ども時代」について触れています。さらに、条例策定時の議論の中で大きな関心を集めた「権利の相互尊重」については、子どもたちからの要望を入れる形で位置付けられました。

**(4) 子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである**

児童憲章<sup>13</sup>では、子どもは「社会の一員」として重んぜられるとされていますが、条例においても、現在の社会に生きる同じ人間同士という視点で子どもと大人の対等性を表現しています。

**(5) 子どもは、国内外の子どもと相互に理解と交流を深めるなど、欠かせない役割を持っている**

条約が重視する世界中の子どもの権利保障に向けての、本市における子どもの役割を表しています。

**(6) 市は、子どもの権利が保障されるよう努める**

「子ども最優先」という国際原則を踏まえた、市による子どもの権利保障の取組の重要性を示しています。市は、それぞれの子どもにとって必要な権利が保障されるよう施策を総合的かつ計画的に推進する必要があります。

<sup>13</sup> 児童憲章：日本国憲法に基づき、児童に対する正しい観念を確立し、全ての児童の幸福を図るため、昭和26（1951）年に制定された憲章（国の重要な原則）です。

## 2 基本目標

基本理念を踏まえ、子どもの権利を保障する上で目指すべき3つを基本目標としています。権利委員会では、条例の目指すところとして、「子どもの安心」、「子どもの自己肯定感の向上」、「子どもの意見表明」、「子どもの参加」、「子どもにやさしいまち」は大きな柱であるとしています。いずれも子どもの権利を保障する上でたいへん重要な項目であることから、これらを次の3項目に整理して基本目標としています。

### (1) 子どもの安心と自己肯定感の向上

子どもが差別を受けず、虐待やいじめ等から守られ、安心して生活し、自己肯定感を持つることを目指します。

自己肯定感とは、ありのままの自分を肯定的にとらえ、自分が自分であって大丈夫と思える気持ちです。これまでの実態・意識調査での分析では、自己肯定感が高いほど、疲れや不安などを感じにくく、大人に相談しやすい傾向があることが分かっています。

子どもは、子どもの権利について学習することで、自分にも権利があることを認識し、自分が大切にされていい存在なのだということに気づくことができます。ひいては、他の者の権利を尊重する力や権利を行使する責任などを身に付け、お互いに尊重し合えるようになります。

子どもが、その権利が保障される中で安心して豊かな子ども時代を過ごせるためには、子どもが条例の学習などにより権利について理解する機会を確保することはもちろん、子どもを取り巻く大人も権利についての理解を深めることが必要です。

子どもの権利についての関心と理解をより一層深めるため、条例の広く効果的な普及を目指します。

### (2) 子どもの意見表明・参加の推進

子どもは大人とともに社会を構成するパートナーであり、子どもには社会に参加する権利があります。子どもは社会の中で子どもとして固有の役割を持っており、家庭や育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、子どもがさまざまな場面に応じて意見を表明することとは、単に子どもに対する意見を聴く機会の保障ではなく、私たちの社会が、いかにして社会の一員である子どもの意見を尊重し活かしていけるかということなのです。

子どもが、大人に一方向的に決められるままではなく、子どもから自主的・自発的に、どこでも何に対しても参加できることで、現在、そして未来の社会の担い手として育つことができます。

子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、子どもの意見表明と参加を促進し、あらゆる場面において子どもの意見が反映されることを目指します。

### (3) 子どもにやさしいまちづくりの実現

子どもの権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければなりません。そのために市は、あらゆる施策を通じて、子どもの最善の利益に配慮し、教育、福祉、医療等の連携・調整を図り、一人ひとりの子どもに向き合って支援することで、子どもの権利を尊重し、保障する責務があります。

子どもが愛情と理解をもって生まれ、安心して生活することができるまち。一人の人間として子どもの尊厳が認められ個性や他者との違いが認められるまち。どの子どもにもホッとできる居場所があるまち。子どもが悩んだり困ったりしたときにいつでもどこでも相談ができ、いきいきと育つことができるまち。川崎市は子どもの笑顔が、家庭に、学校に、街角にあふれる、そんな「子どもにやさしいまちづくり」を目指します。

### 3 施策の方向

基本目標を踏まえ、各施策の条例のなかでの位置付けを明確にするため、条例の各章の趣旨を示したものを「施策の方向」に位置付けます。

また、本計画の基本目標がどの程度達成されているかを客観的に評価するため、施策の方向ごとに「成果指標」を設定します。それぞれの目標値は、計画期間中に2～5ポイント程度の改善を目指して設定しています。

なお、5つの指標は、すべて第6回の実態・意識調査（平成30（2018）年）を出典としています。

#### 施策の方向Ⅰ

##### 広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

条例第6条は「市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるもの」としています。条例の目的である子どもの権利の保障のためには、子どものみならず、大人にも子どもの権利についての意識を普及することが重要であることから、より多くの市民が子どもの権利への関心と理解を深められるよう、さまざまな媒体による効果的な広報や、市民参加のもとでの子どもの権利の啓発イベントなどを行います。

→ [推進施策と取組/P.28~]

#### 成果指標

「子どもの権利条例」を「知っている」、「聞いたことがある」と回答する市民の割合

| 現状                | 計画期間の目標値（令和4年度） | 第5次の目標値（参考） |
|-------------------|-----------------|-------------|
| 49.7%（子ども：11～17歳） | 54.0%以上         | 48.0%以上     |
| 38.3%（大人：18歳以上）   | 43.0%以上         | 34.0%以上     |

**設定の理由：**子どもの権利について明示した子どもの権利条例を知っている市民が増えれば、子ども自身や子どもの周囲の大人の意識や行動が変わり、直接的又は間接的に子どもの権利の保障につながっていくと考えることができるため。目標値は、それぞれ現状から約4～5ポイントの増加を目指す。

→ [P.8 参照]

## 施策の方向Ⅱ

### 個別の支援（条例第2章）

条例第16条は「子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援をうけることができる」としています。子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもが置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。 → [推進施策と取組/P.30~]

#### 成果指標

子どもが、生活の中で文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず大切にされているかについて、「思う」、「だいたい思う」と回答する市民の割合

| 現状                | 計画期間の目標値（令和4年度） | 第5次の目標値（参考） |
|-------------------|-----------------|-------------|
| 80.3%（子ども：11～17歳） | 83.0%以上         | 83.0%以上     |
| 75.2%（大人：18歳以上）   | 77.0%以上         | 65.0%以上     |

**設定の理由：**子どもが文化・国籍等の違い、障害の有無にかかわらず尊重されているかどうかによって、子どもの置かれている状況に応じた市による個別の支援の取組の度合いが推測できるため。子どもの目標値は、第5次において未達成のため、引き続き83.0%以上を目指す。大人は、現状から約2ポイントの増加を目指す。 → [P.55 参照]

## 施策の方向Ⅲ

### 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

条例第3章（第17～28条）は、家庭、育ち・学ぶ施設<sup>14</sup>、地域が子どもの権利保障に果たす役割や責務を定めています。子どもが育つあらゆる場所において子どもの権利が保障されるように、親に対する子育て支援、保育園、学校等の職員に対する研修、地域における子どもの活動の支援等を行います。 → [推進施策と取組/P.32~]

#### 成果指標

「子どもの権利条例」について、「聞いたことがあるが内容はよくわからない」、「知らない」と回答する育ち・学ぶ施設の職員の割合

| 現状    | 計画期間の目標値（令和4年度） | 第5次の目標値（参考） |
|-------|-----------------|-------------|
| 22.6% | 13.0%以下         | 15.0%以下     |

**設定の理由：**子どもに関わる職員が条例についての理解を深め、子どもの権利に関する意識を醸成することで、育ち・学ぶ施設等における子どもの権利保障が促進されることが期待できるため。目標値は、第5次において目標を達成できていないものの、職員が条例を理解していないことは見過ごせない状況であるため、現状から約10ポイントの改善を目指す。 → [P.51 参照]

<sup>14</sup> 育ち・学ぶ施設：条例では、児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設を「育ち・学ぶ施設」としています（条例第2条第1項第2号）

### 施策の方向Ⅳ

#### 子どもの参加（条例第4章）

条例第15条は「子どもは、参加することができる」とし、第4章（第29～34条）にて子どもの参加を促進するための仕組等を定めています。子どもが参加しやすい開かれた社会であるために、家庭、育ち・学ぶ施設、地域、そして市政と、あらゆる決定の機会に子どもが参加し、意見を述べる機会を整える取組を進めます。 [→推進施策と取組/P.39～]

#### 成果指標

地域の話し合い（子ども会議、学校教育推進会議など）に参加したことが「ない」と回答する子どもの割合

| 現状                | 計画期間の目標値（令和4年度） | 第5次の目標値（参考） |
|-------------------|-----------------|-------------|
| 70.6%（子ども：11～17歳） | 60.0%以下         | 60.0%以下     |

**設定の理由：**地域の話し合いへの子どもの参加が増えることで、子どもの参加・意見表明が促進されると考えられるため。目標値は、第5次において未達成のため、引き続き60.0%以下を目指す。

→ [P.14 参照]

### 施策の方向Ⅴ

#### 相談及び救済（条例第5章）

条例第35条は「子どもは権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる」としています。子どもに、適切な相談の機会が、ふさわしい雰囲気の中で確保されることを保障するために、子どもが困ったり悩んだりしたときに安心して気軽に相談ができ、それぞれの子どもの権利侵害の特性に配慮した対応ができる環境を整えます。さらに、権利侵害からの救済制度については、より広く周知することが必要です。 [→推進施策と取組/P.42]

#### 成果指標

困ったり悩んだりしたとき、どの相談・救済機関にも相談「できない」、「したいと思わない」と回答する子どもの割合

| 現状                | 計画期間の目標値（令和4年度） | 第5次の目標値（参考） |
|-------------------|-----------------|-------------|
| 52.4%（子ども：11～17歳） | 47.0%以下         | 60.0%以下     |

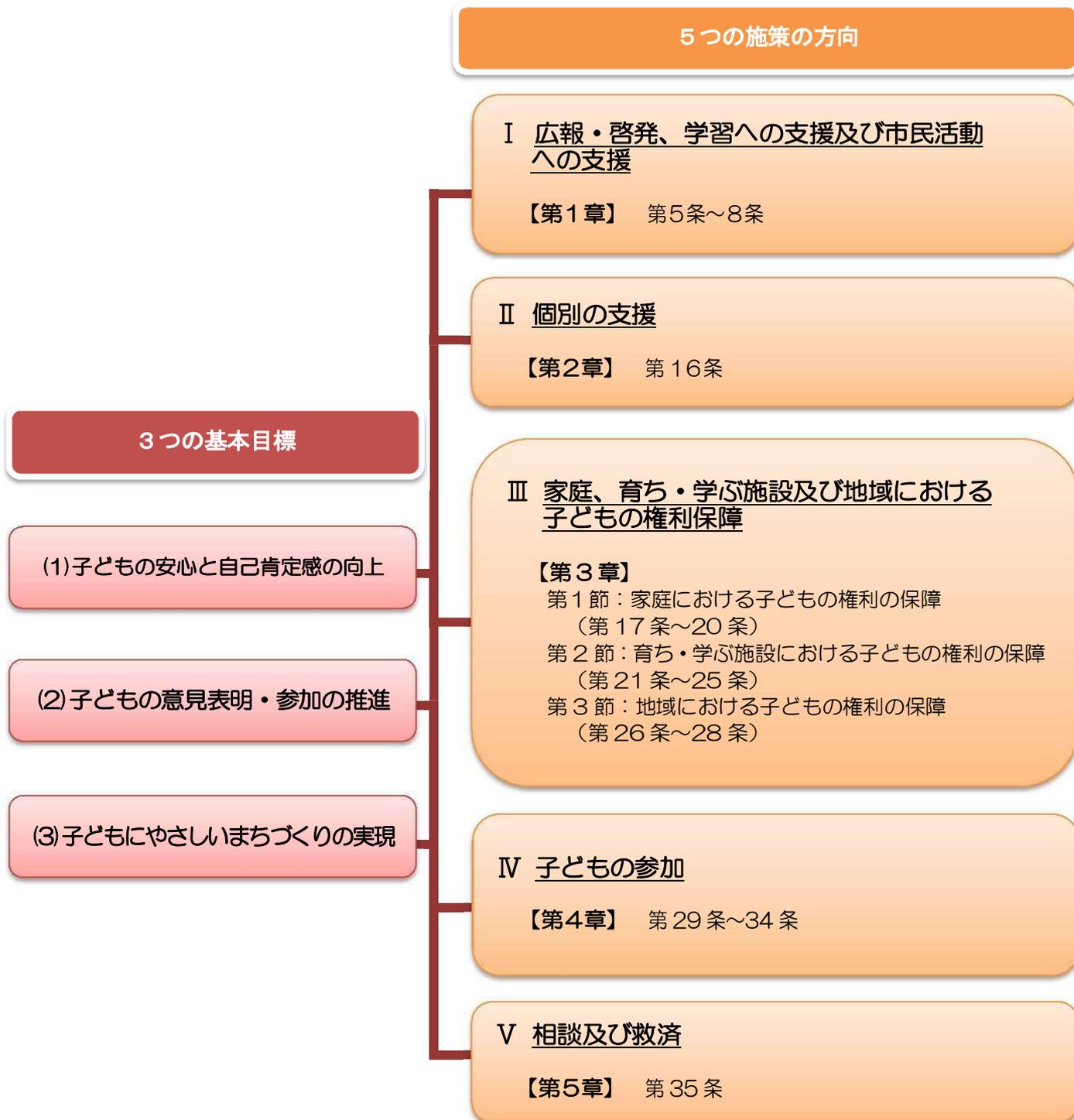
**設定の理由：**子どもが困ったり悩んだりするときに相談しやすい環境を整えることが、子どもの権利の救済につながると考えることができるため。目標値は、現状から約5ポイントの改善を目指す。

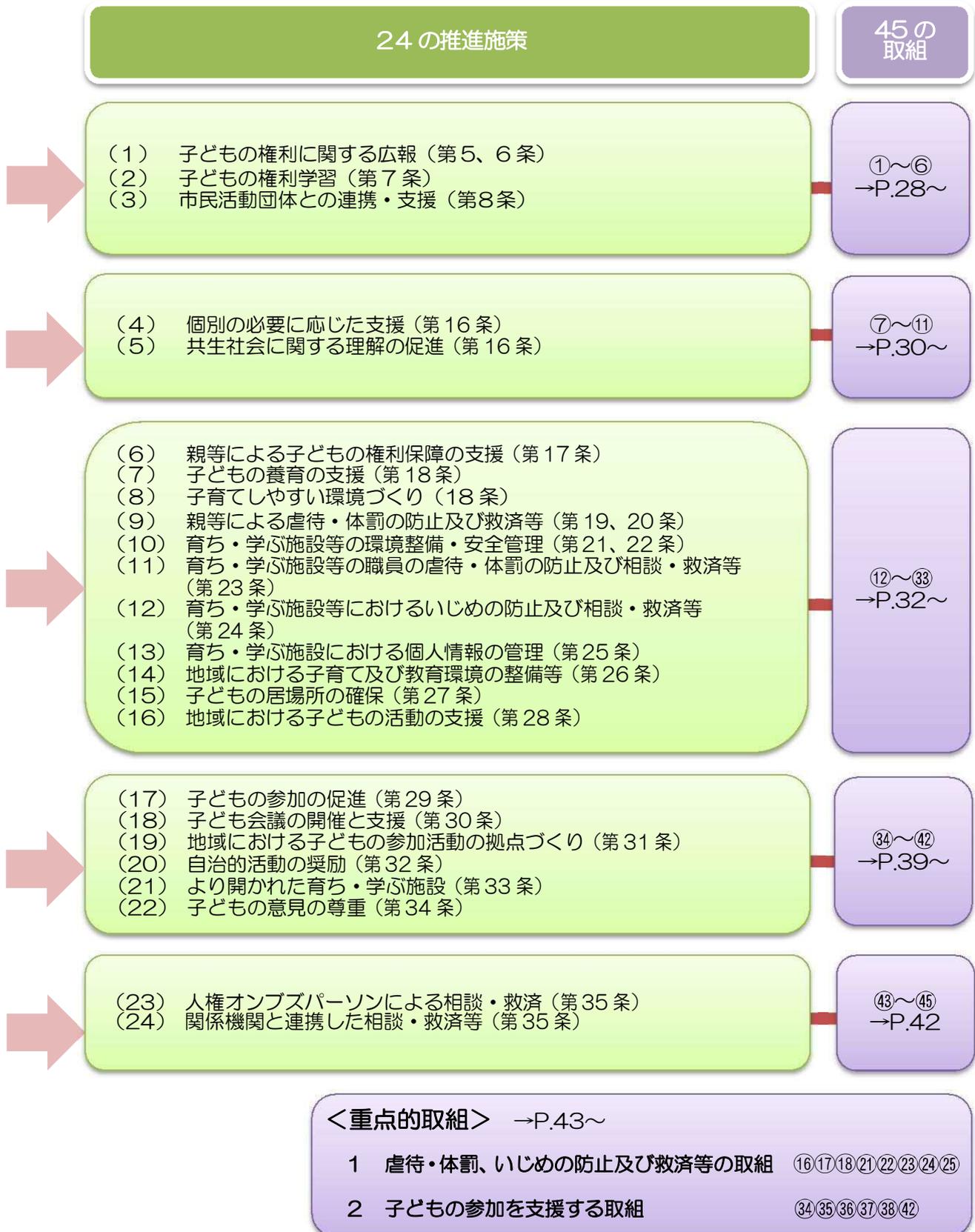
→ [P.15 参照]



**【計画の体系図】**

本計画では、基本理念を踏まえ、次のとおり3つの基本目標と5つの施策の方向、24の推進施策を位置付け、45 の取組を推進します。また、特に重点的に取り組むものとして2つを位置付け、子どもの権利を保障する施策を推進します。





## 第4章 推進施策と取組

条例の第1章から第5章の趣旨を示した5つの施策の方向の下に、条例の条文に基づく24の推進施策を位置付け、45の取組を推進します。

### 施策の方向 I

広報・啓発、学習への支援及び市民活動への支援（条例第1章）

市民が条例への関心と理解を深め、子どもの権利に関する意識が普及するために、子どもの権利に関する啓発イベントや広報の実施、子どもの権利の学習機会の推進等に努めます。

### 推進施策（1）子どもの権利に関する広報

子どもの権利についての関心と理解を深めるために、子どもの権利に関する広報・啓発事業等を市と市民の協働のもとに行います。

#### 1 計画期間の取組内容

かわさき子どもの権利の日（11月20日）の前後の期間において、市民参加のもと、かわさき子どもの権利の日事業をはじめとした子どもの権利についての広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第5条（かわさき子どもの権利の日）

#### おもな所管

こども未来局

#### 2

条例の認知度を上げるとともに子どもの権利に関する理解と関心を深めるため、条例や子どもの権利の内容について、親子向けイベントでの啓発活動等さまざまな媒体や手法を用いて子どもやその保護者に対して広報・啓発事業を実施します。

[該当条文] 第6条（広報）

こども未来局  
教育委員会事務局

## 推進施策（2）子どもの権利学習

子どもの権利について理解が深まるよう、学習等を推進します。

### 3 計画期間の取組内容

親等による家庭教育の支援、「子どもの権利に関する週間<sup>15</sup>」をはじめとする学校教育、市民館での人権学習等の社会教育により、子どもの権利に関する意識の普及等を推進します。

### おもな所管

教育委員会事務局

### 4

学校や施設の職員、行政職員をはじめとする子どもの権利保障に関係するすべての者が条例について十分に理解し、子どもの権利に関する認識を深めるために、条例の意義や権利保障のあり方等についての研修を行います。

健康福祉局  
こども未来局  
教育委員会事務局

### 5

川崎市子ども会議の開催や行政区・中学校区における子ども会議の取組の支援により、子どもの自主的な権利学習を支援します。

教育委員会事務局

〔該当条文〕 第7条（学習等への支援等）

## 推進施策（3）市民活動団体との連携・支援

子どもの権利の保障に努める市民及びNPO等の市民活動団体の活動に対し、連携の促進等の支援を行います。

### 6 計画期間の取組内容

子どもに関わる活動をしている市民活動団体及び関係機関による地域のネットワークを構築し、子育て関連イベント等における連携を進めます。

### おもな所管

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

〔該当条文〕 第8条（市民活動への支援等）

<sup>15</sup> 子どもの権利に関する週間：「かわさき子どもの権利の日」前後に、子どもの権利についての学習や学校のさまざまな活動を地域に公開する等、「より開かれた学校づくり」を推進する一環として設定した取組。

## 施策の方向Ⅱ

### 個別の支援（条例第2章）

子どもがあらゆる形態の差別を受けることがなく、それぞれの子どもの置かれている状況に応じた個別の支援を受けられるよう努め、共生社会の実現に向けて市民等の意識の普及を図ります。

#### 推進施策（4）個別の必要に応じた支援

国籍や、性別、障害等を原因又は理由とした差別や不利益を受けることがないよう、子どもの置かれている状況に応じ、必要な支援を行うよう努めます。

7

##### 計画期間の取組内容

国籍や文化の違い等により差別や不利益を受けることがないよう、やさしい日本語を用いた情報発信を行います。また、外国人の親等に向けた各種相談・支援事業を行うとともに、外国につながるのある児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、日本語指導等の支援体制の整備を図ります。

##### おもな所管

総務企画局  
市民文化局  
こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

8

性別による差別や不利益を受けることがないよう、男女共同参画や性的マイノリティに関する学習を支援し、各種相談事業とその広報を行います。

市民文化局  
健康福祉局  
こども未来局  
教育委員会事務局

9

身体障害や知的障害、発達障害等による差別や不利益を受けることがないよう、障害のある子どもや親等に対する相談事業や社会参加に向けた支援等を行います。

健康福祉局  
こども未来局  
区役所  
病院局  
教育委員会事務局

10

児童養護施設等に入所する子どもへの子どもの権利ノートの配布等、権利保障の仕組みづくりや、不登校の子どもへの家庭訪問や適応指導教室等を実施します。

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

## 推進施策（5）共生社会に関する理解の促進

さまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重される共生社会の実現に向けて、さまざまな機会を利用して市民等の理解の促進を図ります。

### 11 計画期間の取組内容

外国籍や障害などさまざまな状況に置かれている子どもがそれぞれ尊重されるよう、市民等の理解の促進を図ります。また、学校において、さまざまな文化を尊重し合い、互いを認め合う取組を進めるとともに、いじめや不登校の未然防止に向けて、「かわさき共生＊共育プログラム」等により、豊かな人間関係を育み、共生社会の形成をめざした教育を推進します。

### おもな所管

市民文化局  
健康福祉局  
区役所  
教育委員会事務局

[該当条文] 第16条（個別の必要に応じて支援を受ける権利）

## 施策の方向Ⅲ

### 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利保障（条例第3章）

家庭、育ち・学ぶ施設及び地域において、子どもに関わる大人が子どもの権利を保障するよう、支援します。

#### 家庭における子どもの権利保障（条例第3章第1節）

#### 推進施策（6）親等による子どもの権利保障の支援

親等が、子どもの最善の利益を確保して、年齢と成長に応じて子どもの権利を保障できるよう、必要な支援を行います。

12

##### 計画期間の取組内容

親等の子どもの権利への関心と理解が深まるよう、条例や子どもの権利について、さまざまな場で広報し、研修や講演会等の学習機会を提供します。

[該当条文] 第17条（親等による子どもの権利の保障）

##### おもな所管

こども未来局  
教育委員会事務局

#### 推進施策（7）子どもの養育の支援

親等に対し、子どもの養育に必要な支援を行います。また、親等が養育に困難な状況にある場合は、特に配慮した支援に努めます。

13

##### 計画期間の取組内容

さまざまな機会を通じて子育てに関する情報を提供し、親等が安心して子どもを養育できるよう、必要な支援を行います。

14

各区の地域特性に合わせた子育て支援事業を行うほか、個別の支援を必要とする子どもを持つ親や、経済的に困窮する等により子どもの養育が困難な親等に対して、子育て環境の向上や各種相談体制及び助成制度など状況に応じた必要な支援を行います。

[該当条文] 第18条（養育の支援）

##### おもな所管

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

健康福祉局  
こども未来局  
区役所

## 推進施策（8）子育てしやすい環境づくり

事業者や市民に対し、子育てがしやすい働き方や職場環境に関する啓発を行います。

### 15 計画期間の取組内容

仕事を持つ親等が安心して子育てしやすいよう、事業者や市民に対し、ワーク・ライフ・バランスの考え方<sup>16</sup>や取組についての普及・啓発を行います。

### おもな所管

市民文化局  
こども未来局

[該当条文] 第18条（養育の支援）

## 推進施策（9）親等による虐待・体罰の防止及び救済等

親等による虐待・体罰の未然防止、予防に向けた啓発活動の充実及び虐待等の早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済、回復のための支援を行います。

### 重点施策1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

### 16 計画期間の取組内容

要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。

### おもな所管

こども未来局

### 重点施策1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

### 17

親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を充実するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。

こども未来局

### 重点施策1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組

### 18

各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。

こども未来局  
市民オンブズマン事務局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第19条（虐待及び体罰の禁止）、第20条（虐待からの救済及びその回復）

<sup>16</sup> ワーク・ライフ・バランスの考え方：ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）が実現した社会とは、「国民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できる社会」を指します（出典：仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章（内閣府））。

育ち・学ぶ施設における子どもの権利保障（条例第3章第2節）

**推進施策（10）** 育ち・学ぶ施設等の環境整備・安全管理

子どもが自ら育ち、学べるよう、育ち・学ぶ施設等における環境整備を行います。また施設の安全管理体制を整備し、子どもの安全を確保します。

**19** 計画期間の取組内容

学校や子ども夢パーク、こども文化センター等において、親等や地域の住民と連携を図りながら、子どもが自ら育ち、学べるよう環境を整備します。

[該当条文] 第21条（育ち・学ぶ環境の整備等）

おもな所管

こども未来局  
教育委員会事務局

**20**

保育園や学校、こども文化センター等における施設整備等、子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるよう、安全管理体制を整備します。

[該当条文] 第22条（安全管理体制の整備等）

こども未来局  
教育委員会事務局

**推進施策（11） 育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等**

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。また、子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

**重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組**

**21 計画期間の取組内容**

条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。

**おもな所管**

こども未来局  
教育委員会事務局

**重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組**

**22**

育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。

こども未来局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第23条（虐待及び体罰の禁止等）

**推進施策（12）** 育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等

いじめの防止を図るため、子どもに対して子どもの権利についての啓発を行い、施設の職員に対してはいじめ防止に関する研修を実施します。また、いじめに関する相談体制の整備を行うほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済及び回復に努めます。

**重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組**

**23**

**計画期間の取組内容**

子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。

**おもな所管**

教育委員会事務局

**重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組**

**24**

育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。

教育委員会事務局

**重点施策 1 虐待・体罰・いじめの防止及び救済等の取組**

**25**

学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。

市民オンブズマン事務局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第24条（いじめの防止等）

**推進施策（13）** 育ち・学ぶ施設における個人情報の管理

育ち・学ぶ施設において、子ども本人に関する文書等を適切に管理します。

**26**

**計画期間の取組内容**

学校や保育所等において、子ども本人に関する文書等は公正に作成し、個人情報保護条例に基づき適切に管理して、その子どもの最善の利益を損なうことのないよう配慮します。

**おもな所管**

こども未来局  
教育委員会事務局

[該当条文] 第25条（子ども本人に関する文書等）

地域における子どもの権利保障（条例第3章第3節）

**推進施策（14）** 地域における子育て及び教育環境の整備等

子どもの育ちの場である地域において、子どもの活動が安全の下で行われるよう配慮し、地域における子育て及び教育環境を整備します。また、子どもについての適切な情報共有と連携を行い、子どもを切れ目なく支援します。

**27** 計画期間の取組内容

子どもにとって安全・安心なまちづくりに向け、防犯や交通安全等の対策事業を実施します。また、各種活動団体や地域教育会議等による地域の子育てや教育環境の整備に向けた取組を支援します。

おもな所管

市民文化局  
こども未来局  
教育委員会事務局

**28**

幼稚園・保育園、小学校、中学校等が適切な情報共有と連携を行い、一人ひとりの子どもへの支援を円滑に引き継ぎます。

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

**29**

地域の関係機関・団体が子どもの支援に関わる適切な情報共有と連携を行い、子どもの各成長段階を通して、子どもの抱える課題が引き継がれるよう、切れ目のない支援を行います。

こども未来局  
区役所

[該当条文] 第26条（子どもの育ちの場等としての地域）

## 推進施策（15）子どもの居場所の確保

地域における子どもの居場所を確保し、地域全体で見守ります。

### 30 計画期間の取組内容

地域において、子どもがありのままの自分でいられ、休息して自分を取り戻すことができ、安心して人間関係をつくり合うことができる、こども文化センターや子ども夢パーク等の居場所づくりとともに、地域ぐるみで学習支援や体験を支援する仕組みづくりを行います。

### おもな所管

健康福祉局  
こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

### 31

不登校等の子どもの居場所として、子どもが安心して過ごせる場所の確保等の支援を行うとともに、不登校対策に関わる機関の連携による情報交換会や不登校相談会、進路情報説明会等を実施します。

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

### 32

子どもの居場所についての考え方やその役割等について理解を進めるため、地域や関係機関に対して、さまざまな媒体を用いた広報や啓発事業を効果的に実施します。

こども未来局

[該当条文] 第27条（子どもの居場所）

## 推進施策（16）地域における子どもの活動の支援

地域における子どもの自治的な活動を奨励し、その支援に努めます。

### 33 計画期間の取組内容

行政区、中学校区における子ども会議の取組を支援し、地域における子どもの自治的な活動を奨励します。

### おもな所管

教育委員会事務局

[該当条文] 第28条（地域における子どもの活動）

## 施策の方向Ⅳ

### 子どもの参加（条例第4章）

さまざまな場において子どもの意見を聴き、子どもが自主的・自発的に、どこでも、何に対しても参加できるよう支援します。

#### 推進施策（17）子どもの参加の促進

子どもが市政等について意見を表明する機会や、育ち・学ぶ施設や地域での活動に参加する機会等、子どもの参加を支援します。

##### 34 計画期間の取組内容

子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。

##### 重点施策2 子どもの参加を支援する取組

おもな所管

教育委員会事務局

##### 35

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。

##### 重点施策2 子どもの参加を支援する取組

各局

##### 36

子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などをホームページ等を通じて提供します。

##### 重点施策2 子どもの参加を支援する取組

各局

[該当条文] 第29条（子どもの参加の促進）

## 推進施策（18）子ども会議の開催と支援

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、子ども会議が、子どもの自主的及び自発的な取組により円滑に運営されるよう支援します。

37

### 計画期間の取組内容

市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。

### 重点施策2 子どもの参加を支援する取組

#### おもな所管

教育委員会事務局

38

川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。

### 重点施策2 子どもの参加を支援する取組

教育委員会事務局

[該当条文] 第30条（子ども会議）

## 推進施策（19）地域における子どもの参加活動の拠点づくり

子どもが安心して自由に利用できる拠点施設において、子どもの自主的、自発的な参加活動を支援します。

39

### 計画期間の取組内容

子どもが安心して自由に利用できる子ども夢パークにおいて、こどもゆめ横丁など子どもが自主的、自発的に参加する活動を支援します。

#### おもな所管

こども未来局

[該当条文] 第31条（参加活動の拠点づくり）

### 推進施策 (20) 自治的活動の奨励

育ち・学ぶ施設における子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等については、施設の運営に配慮されるよう努めます。

40

#### 計画期間の取組内容

学校における生徒会活動等、子どもの自治的な活動を支援し、子どもの意見等が学校運営に反映されるよう努めます。

#### おもな所管

教育委員会事務局  
選挙管理委員会事務局

[該当条文] 第32条（自治的活動の奨励）

### 推進施策 (21) より開かれた育ち・学ぶ施設

育ち・学ぶ施設が子どもとその親等、その他地域の住民にとってより開かれたものとなるよう配慮します。

41

#### 計画期間の取組内容

学校教育推進会議等、学校や保育園等において、子どもと親等やその他地域住民に対し、施設の運営について説明し、定期的に話し合う場を提供し、開かれた施設づくりを推進します。

#### おもな所管

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

[該当条文] 第33条（より開かれた育ち・学ぶ施設）

### 推進施策 (22) 子どもの意見の尊重

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、子どもの意見を聴くよう努めます。

#### 重点施策2 子どもの参加を支援する取組

42

#### 計画期間の取組内容

育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。

#### おもな所管

こども未来局

[該当条文] 第34条（市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見）

## 施策の方向V

### 相談及び救済（条例第5章）

子どもが相談しやすい環境の整備を進め、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

#### 推進施策（23）人権オンブズパーソンによる相談・救済

人権オンブズパーソンが子どもの権利の侵害についての相談及び救済を行います。

##### 43 計画期間の取組内容

人権オンブズパーソンが、子どもの権利に関する相談や救済の申立てを受付けます。また、人権オンブズパーソンや専門調査員が学校等を訪問し、相談事例の紹介や人権の大切さの話をすることなどにより、子どもが気軽に相談できるよう制度の周知と利用の促進を図ります。

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

##### おもな所管

市民オンブズマン事務局

#### 推進施策（24）関係機関と連携した相談・救済等

関係機関と連携し、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

##### 44 計画期間の取組内容

関係機関・団体との連携、各種相談窓口の充実、各学校へのスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置等により、子どもの権利侵害の特性に配慮した相談及び救済を行います。

##### 45

子どもが安心して気軽に相談できるよう、相談カードやホームページ等で広報し、相談・救済機関の周知と利用勧奨を行います。

[該当条文] 第35条（相談及び救済）

##### おもな所管

こども未来局  
区役所  
教育委員会事務局

こども未来局  
教育委員会事務局

## 第5章 重点的取組

第6次の行動計画においては、重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」、重点2「子どもの参加を支援する取組」として、計画期間における重点的取組を位置付けます。

これらの取組を推進するにあたっては、それぞれの施策の連携のみならず、多様な主体の間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働・連携できるのかを模索し、より一層の取組を推進します。

### 重点1 虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組

#### <取組の方向性>

重点1「虐待・体罰、いじめの防止及び救済等の取組」の推進に向けては、要保護児童等に対するより適切な支援のため、児童相談所への児童福祉司等の着実な配置や、専門職の人材育成など、相談支援体制の強化を図るとともに、虐待等の未然防止に向け、支援が必要な児童や家庭の早期把握、早期支援のため、「子ども家庭総合支援拠点」を令和4（2020）年度までに各区に設置し、地域における児童家庭相談支援機能の充実に取り組めます。また、親等による虐待・体罰の未然防止及び予防に向けた啓発活動の充実や区役所と児童相談所の連携強化等により、早期発見に努め、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済のための支援を行います。

育ち・学ぶ施設等の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止に関する啓発を行います。特に、児童相談所に対しては、専門職機能の強化及び実効的な多職種協働の実践に向けた研修等を実施します。また、児童福祉司等専門職員の増員など児童相談所の相談体制強化に向けた取組等を推進して子どもへの虐待及び体罰に関する相談体制を整備するほか、関係機関と連携を図り、子どもの救済に努めます。

子どもの安全確保や環境等の調査のため、必要時には確実に児童の一時保護を実施します。また、一時保護中に制限される権利等について年齢等に応じた適切な説明を行うとともに、できる限り保護期間を短縮することができるよう関係機関との連携を図ります。

いじめの防止を図るため、子どもに対しては、児童生徒指導體制の一層の充実を図るとともに子どもの権利についての啓発を行います。育ち・学ぶ施設等の職員に対しては、いじめ防止に関する研修等を実施して教育相談技能を含めた指導力の向上を図ります。

いじめに関する相談体制の周知及び整備を行うほか、学校と保護者が課題や対策を共有できる体制を強化するとともに関係機関との連携を図ることで子どもの救済に努めます。

<主な該当施策>

| 推進施策                                | 計画期間の取組内容   |
|-------------------------------------|---|
| <b>親等による虐待・体罰の防止及び救済等</b>           | <p>要保護児童等の適切な保護や相談支援を実施するため、児童相談所や区の体制強化や児童家庭相談支援機能の充実に取り組むとともに、「要保護児童対策地域協議会」等、各種関係機関の連携により、虐待の早期発見、早期対応及び未然防止に努めます。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑯/P.33]</p>   |
|                                     | <p>親等による虐待・体罰を防ぐため、乳幼児健診の場や訪問事業等で、親等に対する虐待・体罰防止に関する広報・啓発及び相談体制を整備するなど親支援を通じた虐待予防事業を実施します。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑰/P.33]</p>                               |
|                                     | <p>各種相談事業や、児童相談所、区役所等の関係機関及び地域の連携により、虐待からの救済及び回復に努めます。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（9） 取組⑱/P.33]</p>  |
| <b>育ち・学ぶ施設等の職員の虐待・体罰の防止及び相談・救済等</b> | <p>条例や虐待防止に関する啓発資料等の配布、各種研修の実施等により、育ち・学ぶ施設の職員に対し、子どもへの虐待及び体罰の防止について啓発します。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（11） 取組⑳/P.35]</p>  |
|                                     | <p>育ち・学ぶ施設において、各種相談カードの配布やスクールカウンセラーの配置、スクールソーシャルワーカーの派遣等、子どもが虐待や体罰について相談しやすい環境を整備するほか、関係機関との連携により、子どもの救済及び回復を迅速に進めます。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（11） 取組㉑/P.35]</p> |
| <b>育ち・学ぶ施設等におけるいじめの防止及び相談・救済等</b>   | <p>子ども自身が子どもの持つ権利を理解して、権利侵害から身を守るよう、権利学習派遣事業等により子どもの権利学習を推進します。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組㉒/P.36]</p>  |
|                                     | <p>育ち・学ぶ施設におけるさまざまな職種の職員の人材育成として、実践報告会や交流会など個々の業務に即した内容でいじめ防止のための子どもの権利に関する研修を行い、人権尊重に基づいた教育活動の推進を図ります。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組㉓/P.36]</p>                |
|                                     | <p>学校等において、各種相談カードの配布等による救済制度の周知や社会福祉や心理の専門性を持った職員の配置などにより、子どもや保護者がいじめについて相談しやすい環境を整備するほか、関係機関と連携し、いじめの発生を未然に防止します。</p> <p style="text-align: right;">[施策の方向Ⅲ 推進施策（12） 取組㉔/P.36]</p>    |

## 重点2 子どもの参加を支援する取組

### <取組の方向性>

重点2「子どもの参加を支援する取組」の推進に向けては、市政について、子どもの意見を求めるための、「川崎市子ども会議」の取組を充実します。

主な取組として、子どもたちが参加しやすく、話しやすい雰囲気づくりを促進し、他都市の子ども会議の視察や、児童心理などに詳しい方を講師にお招きするなど川崎市子ども会議や行政区の子ども会議のサポーター研修を実施し、子どもの自主的、自発的な活動を支援します。また、子ども委員と子ども会議の活動の根底となる「川崎市子どもの権利に関する条例」の内容を定期的を確認したり、子どもの権利条約フォーラムに参加したりするなど、市政だけでなく、全国の様子にも目を向ける機会を設けていきます。さらに、「子ども集会」を開催し「川崎市子ども会議」と行政区・中学校区の「子ども会議」との連携・交流などを図ります。また、「川崎市子ども会議」の活動内容を市長に提言や報告することで子どものやりがいを支援し、その後川崎市の小・中・高全校に周知を図り、幅広く子どもの権利についての意識の醸成に努めるとともに「子ども会議」への参加の促進につなげていきます。

地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、子ども自身が企画から運営まで主体的に関わる事業を実施し、子どもの社会参加を支援するとともに、参加を通じた達成感や自己肯定感を得られるような機会をつくり、次代の担い手を育成します。

子どもの利用を目的とした市の施設の運営にあたり、活動内容に関する意見、要望等、幅広く子どもの意見を聴くため、子どもが中心となって「子ども運営会議」を開催し、職員や地域の大人はそれを補助することなどにより、子どもの意見を聴くよう努めます。

<主な該当施策>

| 推進施策                      | 計画期間の取組内容  |
|---------------------------|--|
| <p><b>子どもの参加の促進</b></p>   | <p>子ども会議を開催し、市政等について子どもが市民として意見表明することを支援します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組<sup>(34)</sup>／P.39]</p>   |
|                           | <p>地域において、文化、スポーツなど、さまざまな社会体験ができるように、各種子ども教室や施設見学、市内をフィールドにしたワークショップ等の子ども向け事業を実施し、子どもが活動に参加することを支援します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組<sup>(35)</sup>／P.39]</p>                               |
|                           | <p>子どもが育ち・学ぶ施設や地域での活動に自主的に参加できるよう、子ども向けのイベント情報や子どもにわかりやすい表現による市政情報及び各区の魅力などをホームページ等を通じて提供します。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（17） 取組<sup>(36)</sup>／P.39]</p>  |
| <p><b>子ども会議の開催と支援</b></p> | <p>市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議を開催します。また、他都市の子ども会議の視察や子ども会議サポーターの養成等により、子どもの自主的、自発的な活動を支援し、川崎市の小・中・高全校に周知することで子ども会議への参加の促進につなげていきます。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（18） 取組<sup>(37)</sup>／P.40]</p> |
|                           | <p>川崎市子ども会議と、行政区、中学校区子ども会議との交流を支援し、活動の促進を図ります。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（18） 取組<sup>(38)</sup>／P.40]</p>   |
| <p><b>子どもの意見の尊重</b></p>   | <p>育ち・学ぶ施設、その他子どもの活動の拠点となる場等、子どもが主に利用する施設の運営にあたり、子どもが構成員として参加する子ども運営委員会等を組織し、定期的に子どもの意見を聴くよう努めます。</p> <p>[施策の方向Ⅳ 推進施策（22） 取組<sup>(42)</sup>／P.41]</p>                                    |

## 第6章 推進体制及び評価・検証

本計画は次のような推進体制により実行し、評価・検証を行っていきます。

### 1 推進体制

#### (1) 庁内推進体制

こども未来局の下、こども施策全体としてのこどもの権利の保障を総合的かつ計画的に図ります。

川崎市こども施策庁内推進本部会議（局長級で構成）、同幹事会（部長級で構成）、同こども安全推進部会（課長級で構成）の開催及び実務担当者間の連絡調整等により、重点的取組をはじめとするこどもに関する施策の横断的な連携を図ります。

区役所地域みまもり支援センター及び関係所管課と連携し、地域包括ケアシステムの構築に向け、総合調整機能や専門的支援機能、地域支援機能を活かして、地域人材の育成、地域での子育てイベントの実施など、地域に根差したこども・子育て支援を推進します。

#### (2) 人材育成の充実

こどもの権利を保障するためには、こどもに関わる職員がこどもの権利についての理解を深め、こどもの声を聴き取る感度を高める必要があります。職員一人ひとりがそのことを十分に認識し、こどもの権利に関する意識を高めることができるように、さまざまな職種・階層を対象とした研修等により人材育成の充実を図ります。

#### (3) 市民、市民活動団体、関係機関との連携・協働

市民や市民活動グループ、地域教育会議等の関係団体・機関との協働・連携により、「かわさきこどもの権利の日事業」等の各種広報・啓発事業の開催等を通じて、実効性のあるこどもの権利施策を推進します。

2 評価・検証

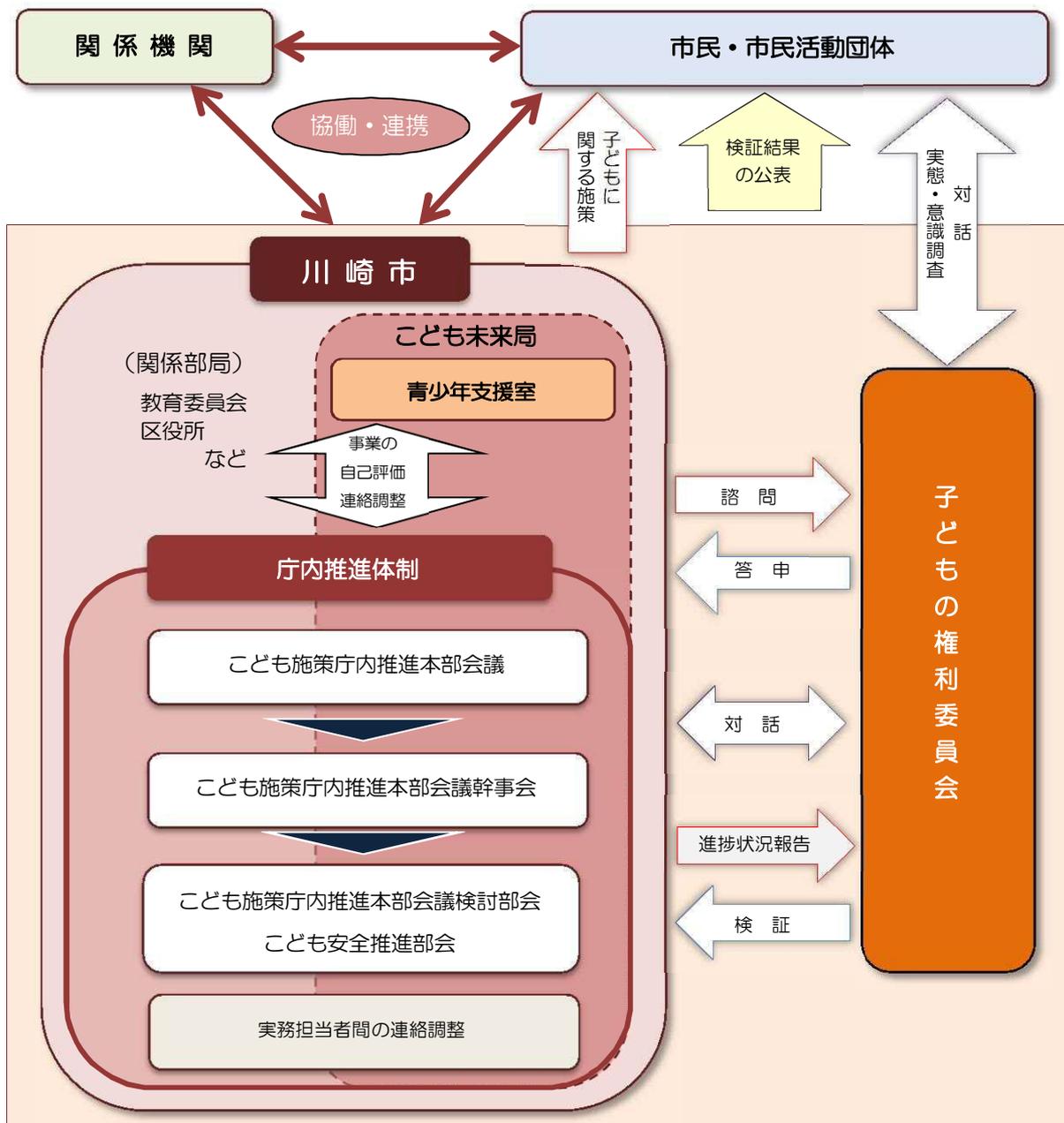
(1) 進行管理と自己評価の実施

本計画は、「川崎市総合計画」や「川崎市子ども・若者の未来応援プラン」等との整合性を図りながら自己評価を実施するとともに、評価結果については、ウェブサイト等を通じて公表します。

(2) 川崎市子どもの権利委員会による施策の検証

権利委員会は、本市における子どもの権利保障状況を検証し、また市が実施する計画期間内の自己評価結果等について検証し、意見を述べます。

【推進体制及び評価・検証のイメージ】



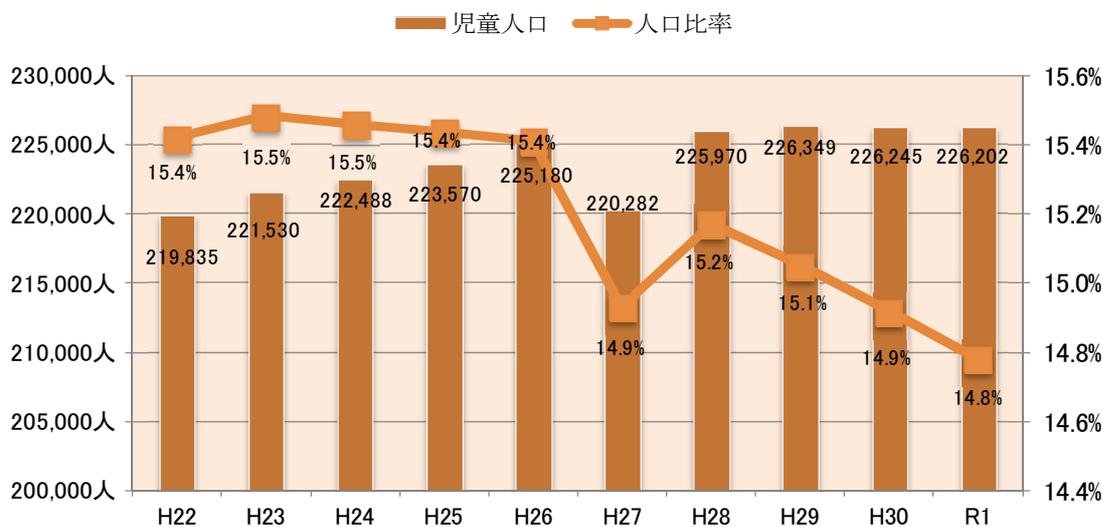
資料編

1 川崎市における子どもをめぐる現状

I 子どもの人口の推移

(1) 市内の児童人口

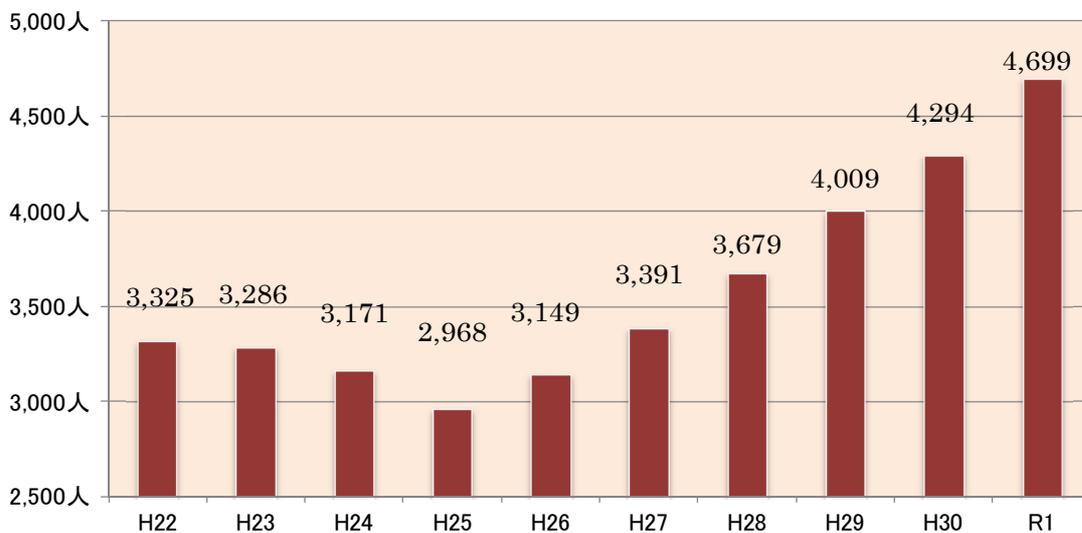
川崎市内の児童人口の推移（過去10年）



出典：川崎市年齢別人口（各年10月1日現在の数値。児童人口は18歳未満）

(2) 市内の外国人児童人口

市内の外国人児童人口の推移（過去10年）



出典：川崎市管区別年齢別外国人登録人口（各年6月末現在の数値。児童人口は18歳未満）

## II 第6回川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査から

「川崎市子どもの権利に関する実態・意識調査」は、子どもの権利施策の進行状況を検証するために3年ごとに行う調査です。第6回調査について、子どもの権利条例の認知度や子どもの生活実態（相談・救済、参加、居場所等）等に関して実施し、平成30（2018）年3月に報告書としてまとめました。

### ◇ この調査でわかったこと ◇

- ◆子どもの権利条例の認知度は、子ども・大人・職員いずれも、前回調査よりアップしました。
- ◆困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと答えた子どもは46.2%でした。利用したい相談・救済機関は、「児童相談所」24.3%、「24時間子供SOS電話相談」16.6%でした。
- ◆地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことが「ない」と答えた子どもは37.8%、話し合いの場に参加したことが「ない」と答えた子どもは70.6%でした。
- ◆地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所が「ある」と答えた子どもは68.3%、「ない」と答えた子どもは26.9%でした。
- ◆子どもに対し、自分にとってもっとも大切だと思う権利は何かを聞いたところ、最も回答の割合が高かったのは「安心して生きる権利」の59.6%でした。 など

### 【調査概要】（アンケート調査）

○調査対象 3,500人（川崎市内に居住の市民と市立施設等の職員）

- ・子ども（満11～17歳） 2,100人
- ・大人（満18歳以上） 900人
- ・職員（市立施設等） 500人

○調査期間 平成29（2017）年4月（郵送調査）

○回収結果 1,357票（回収率38.8%）

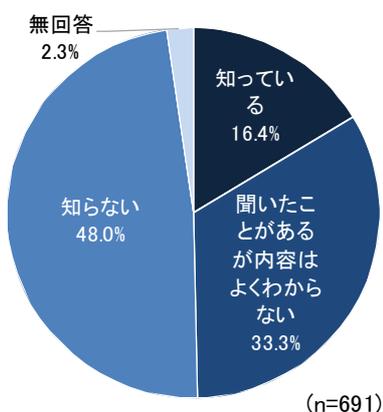
- ・子ども 691票（32.9%）
- ・大人 282票（31.3%）
- ・職員 384票（76.8%）

## 1 子どもの権利条例について

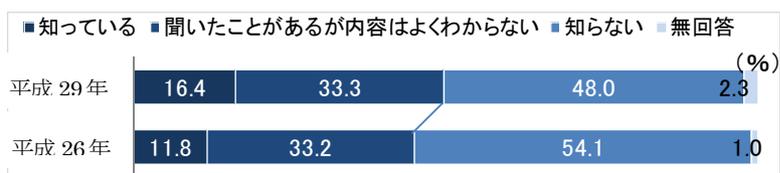
(1)「川崎市子どもの権利に関する条例」について、「知っている」「聞いたことがあるが内容はわからない」を合わせた回答の割合は、子ども49.7%(前回45.0%)、大人38.3%(前回31.9%)、職員97.6%(前回95.2%)であった。条例の認知度はいずれも前回調査より増加している。

### Q 川崎市子どもの権利条例を知っていますか。【全体】

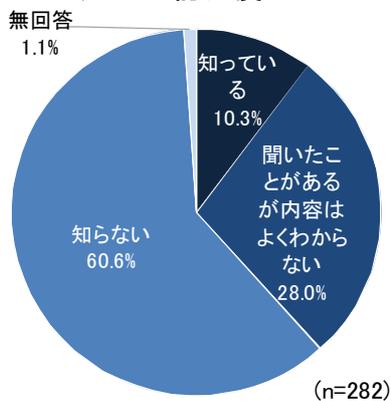
#### 子どもの認知度



#### 【前回調査との比較】



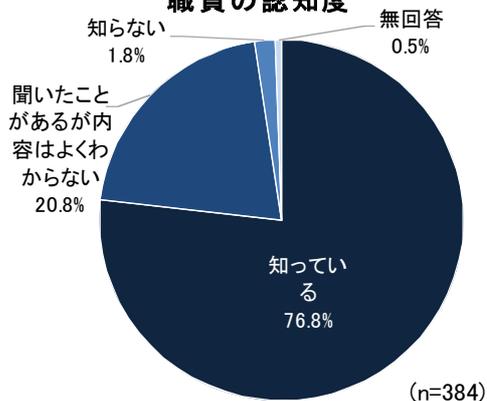
#### 大人の認知度



#### 【前回調査との比較】



#### 職員の認知度



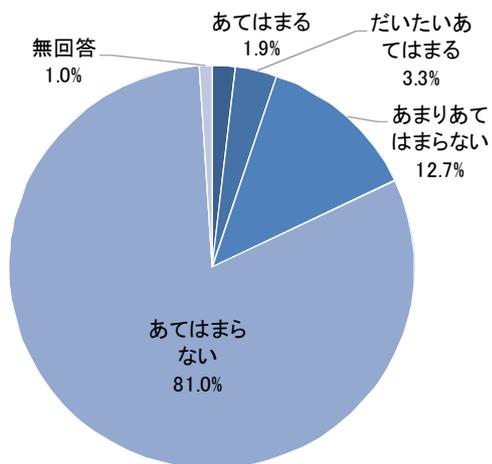
#### 【前回調査との比較】



## 2 権利侵害の実態と相談・救済について

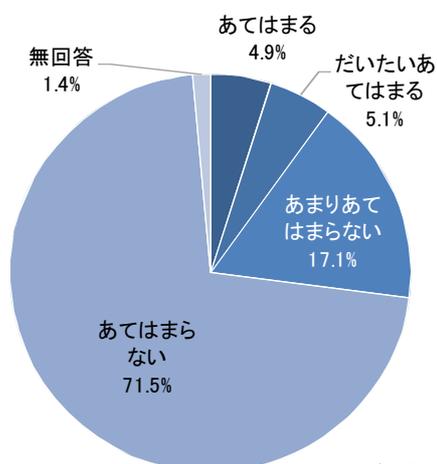
(1) 子どもに対し、身体的虐待、心理的虐待等の経験の有無をたずねた。

Q あなたは、大人からたたかれたり、なぐられたりしますか。【子ども】



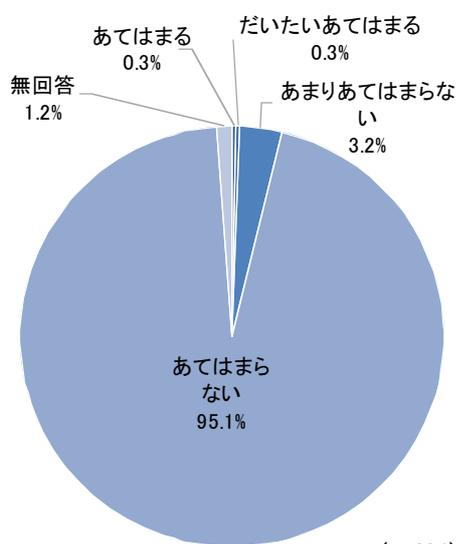
(n=691)

Q あなたは、大人から心を傷つけられる言葉を言われますか。【子ども】



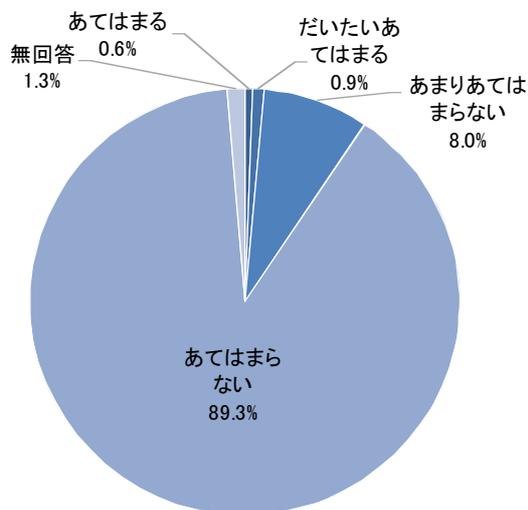
(n=691)

Q あなたは、大人から性的にいやなことをされたり、させられたりしますか。【子ども】



(n=691)

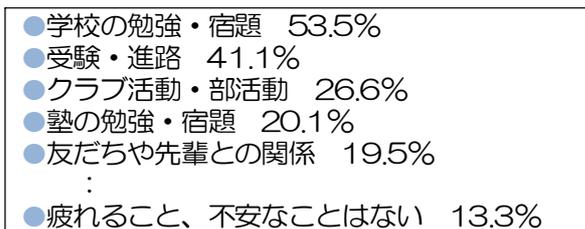
Q あなたは、大人から世話をしてもらえなかったり無視されたりしますか。【子ども】



(n=691)

(2) 子どもに対し、疲れること、不安に思うことをたずねた。

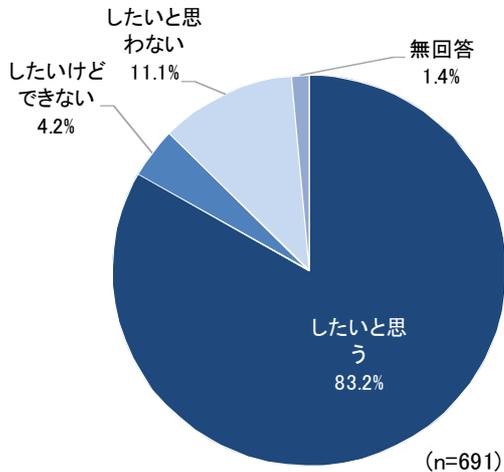
Q あなたは、次の中で疲れること、不安に思うことはありますか。【子ども】



(3) 子どもに対し、困ったり悩んだりしたとき、相談したいと思うかをたずねた。

【相談相手】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、だれかに相談したいと思いますか。【子ども】

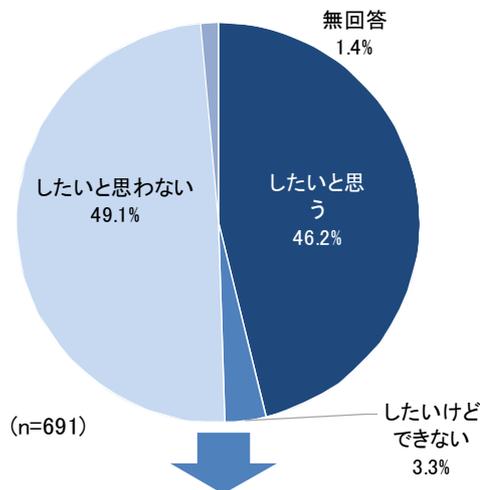


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、だれに相談したいと思いますか。【子ども】

- 親 76.1%
- 友だち 74.4%
- 今の学校の先生 29.2%
- 兄弟・姉妹 15.6% など

【相談機関】

Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、どこかに相談したいと思いますか。【子ども】

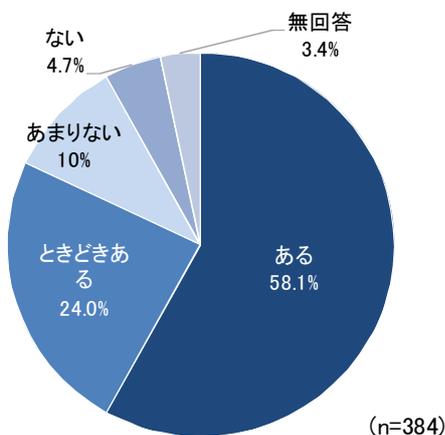


Q あなたは、困ったり悩んだりしたとき、相談するとしたら、どこに相談したいと思いますか。【子ども】

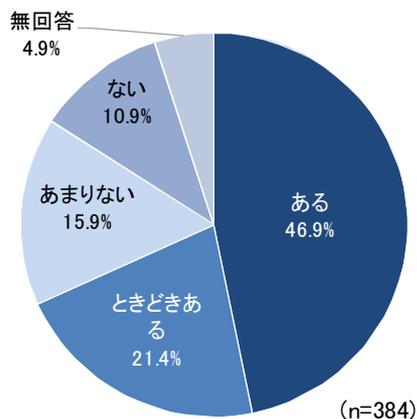
- 児童相談所 24.3%
- 24時間子供SOS電話相談 16.6%
- かわさきチャイルドライン 15.5%
- 子どもあんしんダイヤル(人権オンブズパーソン) 15.2% など

(4) 職員に対し、子どもを支援する際、関係機関や、地域の市民や活動団体と協働・連携して行うことがあるかをたずねた。

Q あなたの職場で子どもを支援する際、関係機関(児童相談所、区役所など)と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



Q あなたの職場で子どもを支援する際、地域の市民や活動団体(ボランティア、民生委員、民間の支援団体など)と協働・連携して行うことがありますか。【職員】



### 3 参加について

(1) 子どもに対し、地域の活動・イベント・ボランティア、話し合い等に参加したことがあるかをたずねた。

Q あなたは、地域の活動・イベント・ボランティア等に参加したことがありますか。【子ども】

- 地域のお祭り（みこし、模擬店の手伝いなど） 30.7%
- 子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの活動・イベント 26.2%
- ボランティア活動（町内会の清掃ボランティアなど） 14.9%
- 地域のスポーツ活動・文化活動 8.0%
- ：
- 参加したことがない 37.8%

Q あなたは、次のような場で、話し合ったり意見を言ったりしたことがありますか。【子ども】

- 学校教育推進会議、生徒会・児童会の話し合い 7.7%
- 子ども夢パーク・こども文化センター・わくわくプラザの話し合い 6.5%
- 川崎市子ども会議、行政区・中学校区子ども会議の話し合い 4.9%
- 子ども会の話し合い 3.5%
- ：
- したことがない 70.6%

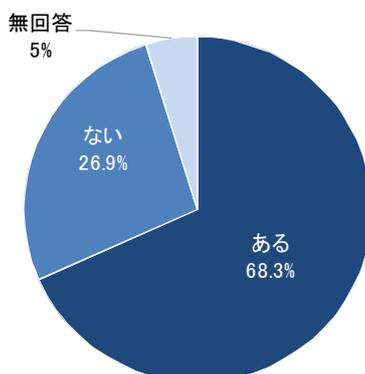
### 4 居場所について

(1) 子どもに対し、ホッとできる場所（居場所）についてたずねた。

Q あなたにとってホッとできる場所はどこですか。【子ども】

- リビング・居間 69.2%
- 自分の部屋 68.9%
- お風呂 53.1%
- トイレ 35.0%
- 教室 20.8%
- ：
- 特にない 1.4%

Q 地域に、遊んだりスポーツをしたり安心して自分が好きなことをする場所がありますか。【子ども】

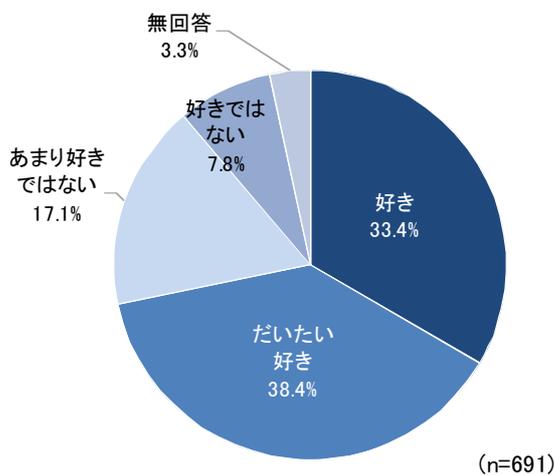


(n=691)

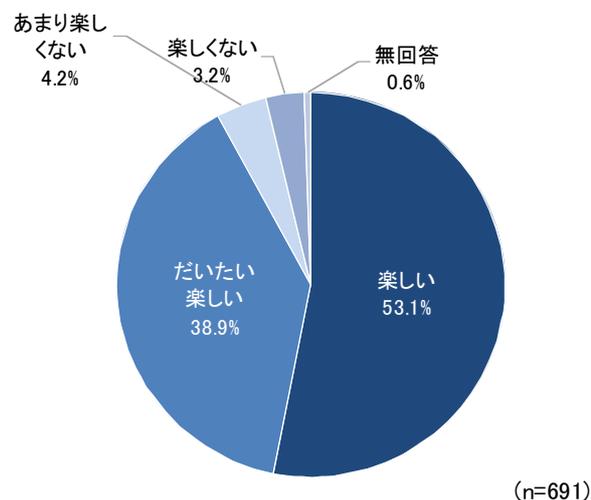
## 5 自己意識・権利意識について

(1) 子どもに対し、自分に対する評価や権利についての考えなどをたずねた。

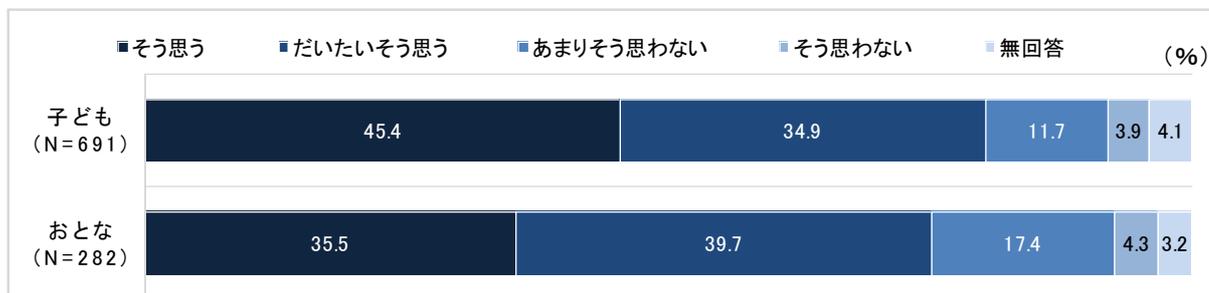
Q あなたは、自分が好きですか。【子ども】



Q あなたは、毎日が楽しいですか。【子ども】

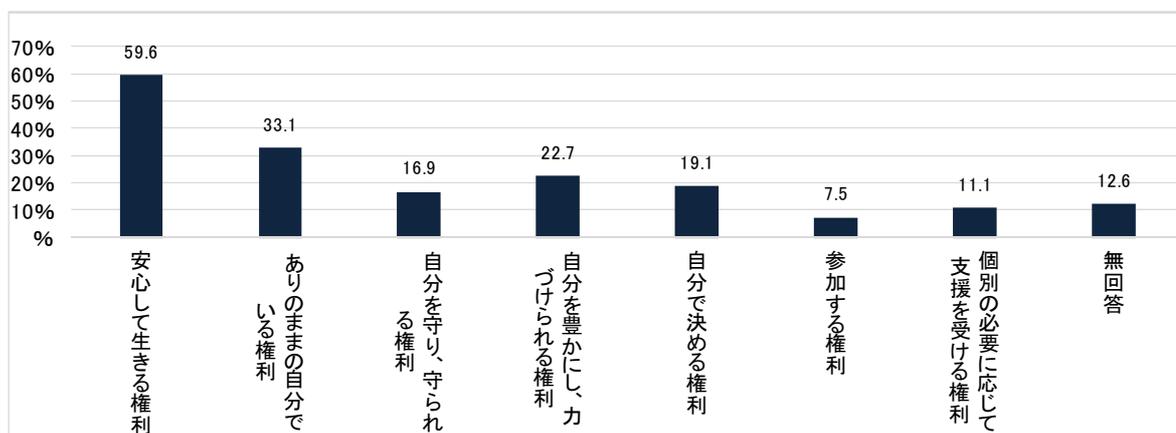


Q あなたは、生活のなかで文化・国籍等のちがいが、障がいのあるなしにかかわらず、子どもは大切にされていると思いますか。【子ども・大人】



Q 次の子どもの権利のなかで、自分にとってもっとも大切だと思うものは何ですか。  
(あてはまるもの2つに○)

【子ども】



## 自由記述

- Q 子どもが安心して、自分らしく生き、社会に参加しながら成長していけるには、どんなことが大切だと思いますか。【子ども】(原文のまま)
- ・子ども自身が誰かに大切にされている、愛されていると感ずることができること。(17歳)
  - ・大人の都合で何かを決めたりしないこと 子供だからといって下に見ずに、一人の人間として向き合うこと。(14歳)
  - ・互いの違いを認め合い、お互いのことをそんちょうし合うこと。(13歳)
  - ・大人も子供も互いに理解しあい、どちらかに頼りっぱなしにするのではなく、互いに支えあう関係になることが大切だと思う。(17歳)
  - ・悩みをかかえる子供は多いと思うので、できる限り簡単で、身近な所に子供でも気軽に相談できる場をさらに増やしてほしい。(17歳)
  - ・家庭以外に、自分が安心できる場所、自由に相談できる場所が子どもには必要だと思います。誰かに自分の意見を伝えて、共有することが社会参加のきっかけになると思います。(16歳)
  - ・身近に、子どものことを理解してくれる大人がいると良いと思う。“〇〇はこうあるべきだ”という考えは、子どもの可能性や個性を閉ざしてしまうと思うし、子ども同士でもその考えが根付いていくのは良くないと思った。(15歳) など

## 川崎市子どもの権利委員会の分析

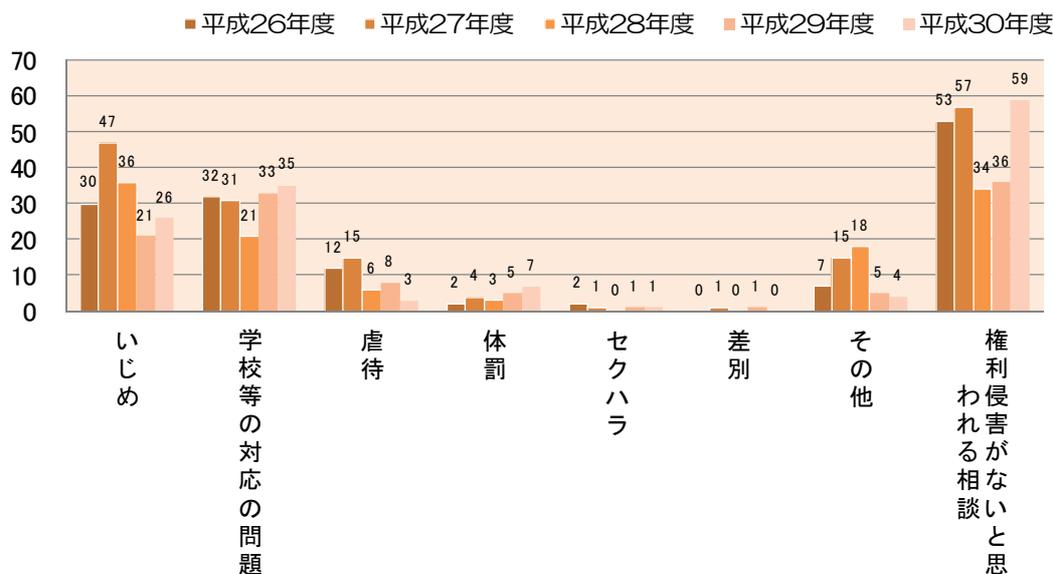
- ・子ども・大人・職員の条例認知度がそれぞれ改善し、条例に依拠した「川崎市子ども会議」「川崎市人権オンブズパーソン」「かわさき子どもの権利の日」の認知度も上昇した。市は全児童生徒に学校を通じてリーフレットの配布を実施し、絵本の制作や映像の活用など条例の広報啓発活動の工夫をしてきたが、条例の認知度に関しては、これらの取組が一定の成果をあげたものとみられる。
- ・困ったり悩んだりしたときに、だれかに相談を「したいけどできない」「したいと思わない」子どもが約1割～2割いる。相談機関については、どこかに「相談したいと思う」割合は5割を下回る。既存の相談機関・救済制度が利用者にとってより使いやすいものとなる必要があると思われる。
- ・悩みがあっても自分から相談することができない子ども・大人・職員を支援していくためには、学校・家庭・職場の人、そして地域の人誰かがその悩みに気づき、話を聞いたり、専門機関につないだりしていく必要があるが、そのために、身近な地域に、学校・家庭・職場の人に限らず、より多くの人と日常的に関わったり一緒に活動したりできる時間と場があることが重要である。
- ・市には、町内会・自治会や、子ども会の他、条例に依拠した川崎市子ども会議など、話し合ったり意見を言ったりして人と積極的に関わる場は多くある。しかし調査結果では、これらの場に関わっている人は一部であった。学校を含む地域において、多くの人交流し、互いを支え合える地域をめざすことは重要と思われる。

### Ⅲ 人権オンブズパーソン報告書から

#### (1) 相談の内容の推移

過去5年間における人権オンブズパーソンにおける相談では、権利侵害がないと思われる相談を除くと、いじめに関する相談と学校等の対応の問題に関する相談が多いという状況です。

子どもの相談の内容

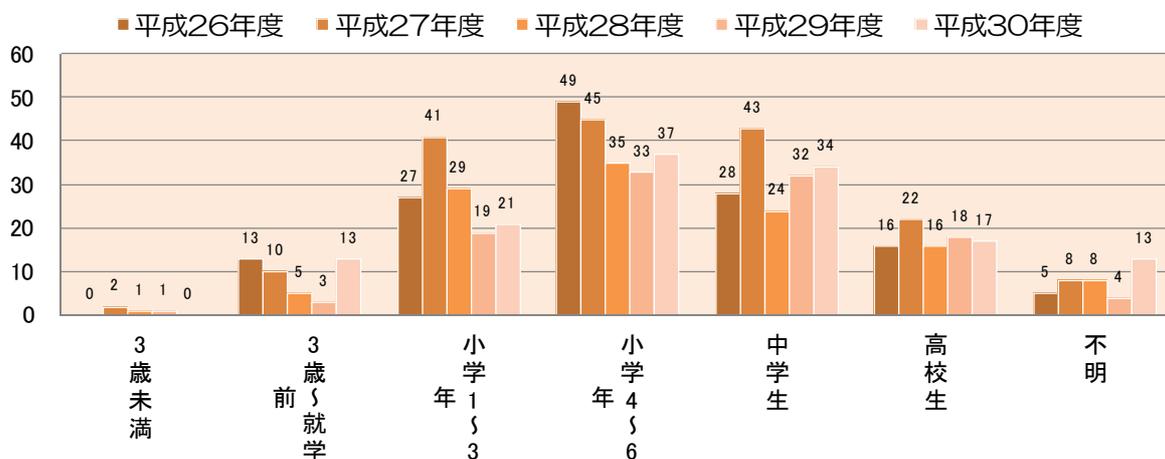


※相談の内容の分類は、受付時の訴えの内容に基づいています。

#### (2) 相談の年代の推移

相談の対象となった子どもを年代別で見ると、小学生から中学生の相談が多くありました。

子どもの相談の年代



### (3) 救済の申立て受付状況

人権オンブズパーソンでは、権利を侵害されたと思われる者や、関係機関等に調査を行い、必要に応じて調整を図るなどの救済活動を行っています。平成30（2018）年度に受付した救済の申立ては6件で、体罰に関するものが1件、学校等の対応の問題に関するものが5件でした。

平成30年度 救済の申立て受付状況

|   | 種別  | 申立ての内容※   | 申立て・調査開始 | 終了      | 活動回数 |
|---|-----|-----------|----------|---------|------|
| 1 | 子ども | 体罰        | 平成30年10月 | 平成31年3月 | 40   |
| 2 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成30年10月 | 平成31年3月 | 42   |
| 3 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成30年12月 | 継続      | 31   |
| 4 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成31年2月  | 継続      | 33   |
| 5 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成31年3月  | 継続      | 14   |
| 6 | 子ども | 学校等の対応の問題 | 平成31年3月  | 継続      | 14   |

※申立ての内容の分類は、受付時の申立て内容に基づいています。

出典：川崎市人権オンブズパーソン 平成30年度報告書

## 2 川崎市子どもの権利委員会の答申・意見

### I 子どもに対する支援の協働・連携について（答申）〈抜粋〉（令和元年5月）

#### 【第6期川崎市子どもの権利委員会の答申にあたって】

##### ◎川崎市子どもの権利委員会による検証について

市内の子どもと子どもを取り巻く大人の現状を的確に把握するため、実態・意識調査や行政及び市民との対話等をベースに検証することに留意した。

##### ◎諮問の内容等について

- ・社会状況や経済状況など、子どもと家庭を取り巻く環境が変化し、様々な不安や地域における孤立感などが高まっているため、子どもと家庭を社会全体で支援していくことが必要である。
- ・川崎市では、子どもを含めた全ての地域住民を対象にした「地域包括ケアシステム」を推進し、地域で暮らす多くの人たちと交流しながら、誰もが安心して暮らし続けることができる地域づくりを進めている。
- ・一方、子どもの権利をめぐる課題として、児童虐待、いじめ、不登校、非行、家庭の貧困などがあり、これらの課題解決に向けては、行政、市民、関係団体・機関との協働・連携による一体的な支援が不可欠である。
- ・地域包括ケアシステムを推進する中で、子どもの支援の主体は多様であり、行政と市民、関係団体・機関との協働・連携のあり方を多様な視点から検証する必要がある。

#### 【子どもに対する支援の協働・連携についての提言】

##### （1）子ども参加の仕組みの活動実態を調査し、課題解決のために必要な支援をすること

- ・川崎市子ども会議等の実態を調査し、子どもとの話し合いのもとに課題解決の方策を講じること
- ・他自治体の子ども会議との交流を推進すること
- ・子ども同士の情報共有や活動交流がしやすいように、SNSなどのツールを積極的に活用すること
- ・調査する過程で、子ども自身が子どもの権利について詳しく知ることができるように、情報提供すること

##### （2）相談機関や救済制度を、子どもや大人にとって利用しやすいものとなるよう取組を進めること

- ・メールやSNSによる外国語対応を含む相談などの導入を検討すること
- ・不登校の子ども、外国につながるのある子ども、障がいのある子どもについて、一人ひとりの状況をとらえながら支援等を行うこと
- ・居場所型の支援の仕組みの身近な地域ごとへの設置を検討すること
- ・利用者に寄り添う相談支援ができるよう、相談者の研修において、子どもの権利の周知を行うこと

**(3) 地域における子ども・子育て支援活動の推進に向けた連携及び情報発信等への支援を進めること**

- ・町内会・自治会、地域活動団体、社会福祉協議会、区役所等の連携を進めること
- ・団体同士の情報交換の場の設定や「情報発信」に関する研修会の開催に取り組むこと
- ・活動場所に関する支援や運営に関する相談などの対応を検討すること

**(4) 子ども・子育て支援活動団体と行政等との地域ネットワークの構築を進めること**

- ・活動団体と行政等が定期的に情報交換や意見交換のできる場を設けるなど、団体同士のネットワークを形成するため、地域におけるコーディネート役を担うこと
- ・地域における気になる子どもや家庭への支援を推進するため、必要な情報の取り扱いや共有方法についての検討、整備を進めること

**(5) 児童虐待防止等子どもの権利保障を徹底するために、行政の専門性の確保と組織マネジメントに向けた取組を進めること**

- ・子どもの権利保障の意識を持つことを徹底し、職員育成に向けた検討を進めること
- ・子どもに関わる行政機関その他の機関間の連携強化をすること
- ・地域包括ケアシステムの推進と児童虐待対応等との連関について、子どもの権利の理念をわかりやすく提示すること

## Ⅱ 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画策定に向けた意見〈抜粋〉

(令和元年7月)

### (1) 計画策定にあたって

平成28年改正児童福祉法は、第1条で子どもの権利条約の引用を行った。令和元年の今年、子どもの権利条約が採択されて30年(日本批准25年)である。

いうまでもなく、川崎市は他の自治体に先駆けて子どもの権利条約の理念に基づき条例を制定した地域であり、これまでも子どもを中心とした様々な施策を展開してきた。しかし、昨今の虐待やいじめ等により命を落とす子どもの事件を踏まえ、次期の行動計画を策定するにあたっては、子どもの権利の主体性という原点に再び回帰し、子どもの視点から様々な施策の総点検を行い、行動計画の再構築を行っていかねばならない。

### (2) 子どもの権利をめぐる課題について

#### ① 条例の認知度について(条例第6・7条関連)

条例の子どもの認知度が、第4～5回の調査から上がってきていることは喜ばしいことだが、年齢が上がるほど数値は下がる傾向にある。小中学校、市立高校においては、条例について公民・道徳・現代社会の授業等に取り入れているようだが、県立高校においては、条例の冊子等の配布にとどまっているのではないかと考えられる。

条例への理解を広めるうえでは、学習塾などの協力を得ながら、高校生が条例について再確認できる機会を与える等の工夫が求められる。

#### ② 子どもの養育の支援について(条例第18条関連)

非行、児童虐待やいじめ、子どもの貧困といった問題、不登校やひきこもりといった支援の必要な課題がある中、養育する親等が身近なところで相談する相手がいなく、人との関わりがない、頼れる人や居場所がないなどといった状況にあることが考えられる。

安心して養育することができる相談・支援のあり方や、親等が気軽に集まれる場所などが求められており、実態に則した支援方法を検証した上で、地域と連携した具体策の検討が必要と考える。

#### ③ 児童虐待について(条例第19・20・23条関連)

児童虐待対応において児童相談所及び子どもに関わる関係機関の専門性強化が求められている。

現場で子どもに関わる者が児童虐待の兆候を見逃さないこと、発見して迅速に関係機関につなげること、関係機関間で共通のリスク判断ができること、一時保護時又は解除時の地域でのネットワークによる継続的な支えるシステム・運用等、子どもの命が関係機関の狭間に落ちないための一層の取組の推進が求められる。

#### ④ いじめについて(条例第24条関連)

一人ひとりかけがいのない存在であり、多数の理屈や物差しで優劣がつけられてよい存在ではない。子どもの苦しい状況や辛い状況の早期発見と対応が求められる。

特に、教職員にはこうした多様な個々の子どもへの理解が求められるが、担当者任せの対応とならないような組織マネジメントが発揮される必要がある。どんな大人と

関わったかにより子どもの命や価値の扱われ方が異ならないような、具体的な施策展開が求められる。

**⑤ 子どもの居場所について（条例第 27 条関連）**

子どもが守られ、ありのままの自分でいられながらいきいきと過ごせ、自ら成長していく力を育てていくことができる居場所の必要性が高まっている。居場所を失った子どもを含めた予防的な取組としての居場所づくり、新たな地域づくり、子どもにやさしいまちづくりの実現が求められる。

市はもとより地域住民や子ども自らが主体的に参加できるような居場所運営のあり方や取組に向け、関係団体や町内会・自治会と関係機関間の協働・連携がより必要と思われる。

**⑥ 子どもの参加・意見表明について（条例第 29 条関連）**

子どもは単に「保護の客体」ではなく、大人と同様の「権利の全面的な主体」である。子どもの参加・意見表明の機会の確保は、かかる権利の保障を実質的に担保するものであって、これを促進していくことの必要性・重要性は、条例制定から間もなく 20 年が経とうとしている現在も失われてはいない。

子どもが抱える課題の解決に向け、行政、市民、関係団体による協働・連携を機能させるためにも、これまでの参加形態や意見表明の方法の検証・見直しを含め、子どもがより主体的に参加し、自身の意見を安心して表明できる仕組みを構築することが必要である。

**⑦ 相談及び救済について（条例第 35 条関連）**

第 6 回の調査で、子どもに対して知っている相談・救済機関をたずねたところ、「児童相談所」、「24 時間子供 SOS 電話相談」、「かわさきチャイルドライン」、「子どもあんしんダイヤル」の回答の割合が高かった。相談・救済機関の周知の取組が効果を表しているかと推察される。

それとともに、どのようなところなら相談しようと思うかをたずねたところ、「話をちゃんと聞いてくれるところ」、「自分が相談したことを秘密にしてくれるところ」、「気軽に話せそうところ」、「親身に自分の相談を聞いてくれるところ」が回答の上位 4 件であった。ここに相談・救済機関に求められている姿が示されているのではないかと。子どもに寄り添った専門性の高い職員の育成や、外国語対応を含めたメール・SNS の導入などを整備することが求められる。

**（3）重点的取組について**

現行の第 5 次の行動計画においては、①子どもへの切れ目のない支援の取組、②困難を抱える子どもを支援する取組、③子どもの居場所を支援する取組の 3 つの項目が設定されている。

このうち、①については、区役所地域みまもり支援センターにおける「こども総合支援ネットワーク会議」の開催など、③については、「子ども夢パーク」や「適応指導教室」等の施設の運営の充実など、具体的な施策への反映がみられており、権利委員会としては、今後もその推移を注視していくところである。②についても、これまで多くの施策が進められているが、児童福祉法等の改正において川崎市には基礎自治体としての役割をさらに求められるなど、条例第 19・20・23・24 条関連への要請は依然として高い。

昨今の事件を踏まえた以上の事柄と市長からの諮問「子どもに対する支援の協働・連携について」に対する権利委員会からの令和元年5月の答申に基づき、次期の行動計画において特に市が重点的に取り組む必要があるものとして、次の項目を指摘する。

① **パートナーとしてつなぎ・つながる協働・連携づくりの取組**

市民との意見交換会では、地域の様々な団体・NPO等をつなげる役割を行政に期待する声があげられた。川崎市が進める地域包括ケアシステムの核の一つとなる住民とのパートナー関係、その具体化としてのつなぎ・つながる関係のより一層の推進のためには、行政を含めた関係機関間で常に子どもの権利を中心に据え、どのような形で協働していけるのかが模索されなければならない。

協働・連携の一層の具体化という視点から、今一度施策づくり、施策点検を行っていくことが求められる。

② **児童虐待・いじめ等に対する専門性を高める取組（条例第19・20・23・24条関連）**

児童虐待・いじめ等を受け止める行政組織に専門的知見がなければ、子どもは声をあげることがやめてしまうことが一連の事件からも明らかとなっている。

児童虐待やいじめ等に対し、これまでも川崎市は各種対策をしてきているところ、その効果を個々の子どもたちがどの程度感じられているのか、信頼して相談できているのか、相談等の前提となる行政機関側の専門性の向上についての効果測定を行うとともに、職員に対する人材育成のさらなる推進などが求められる。

③ **子どもが地域づくりの主人公と実感できる参加の取組（条例第29条関連）**

子どもの参加・意見表明は、子どもを大人と同様の「権利の全面的な主体」、「大人とともに社会を構成するパートナー」と捉え、かかる主体的な地位を実質的に保障するためにその機会の確保が要請されたものである。

第6回の調査では、学校、地域その他の話し合いの場に参加した経験のある子どもは少数にとどまり、条例に基づいて開催・運営される子ども会議のメンバーを集めることに苦慮する地域も存在することが明らかとなった。こうした現状は、地域・社会の主人公であるはずの子ども自身が、上記のような主体的な地位を有していることを実感できていないことにその遠因があるものと思われる。

間もなく条例制定から20年を迎えるこの時期に、再度条例制定の原点に立ち戻って、より子どもが地域づくりの主人公と実感できるような参加の仕組みを構築することが期待される。

**(4) その他**

令和元年5月28日、川崎市多摩区の登戸駅付近の路上において、小学生の児童や保護者らが相次いで刺されるという痛ましい事件が発生し、社会に大きな衝撃を与えた。川崎市は、現場の近くの小学校にスクールカウンセラーを派遣するなど、児童に配慮した対応を行ったが、日頃から地域で行われている通学路の見守りといった活動などは、子どもが安心して生きることができるとまちづくりの実現にあたってとても重要な役割を果たしている。

権利委員会による答申では、行政だけではなく、事業者や町内会・自治会等の地縁組織、地域・ボランティア団体、住民など地域内の多様な主体が、地域の課題を共有し、どのように解決していくのかについて理解を深める必要があると提言した。行政と地域が連携し、子どもの権利保障の空白を生じさせないことは、すべての課題解決に関わっている。

### 3 関係条例・規則等

#### (1)川崎市子どもの権利に関する条例

2000（平成12）年12月21日川崎市条例第72号  
最近改正 2005（平成17）年3月24日

##### 目次

###### 前文

###### 第1章 総則（第1条～第8条）

###### 第2章 人間としての大切な子どもの権利（第9条～第16条）

###### 第3章 家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

###### 第1節 家庭における子どもの権利の保障（第17条～第20条）

###### 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障（第21条～第25条）

###### 第3節 地域における子どもの権利の保障（第26条～第28条）

###### 第4章 子どもの参加（第29条～第34条）

###### 第5章 相談及び救済（第35条）

###### 第6章 子どもの権利に関する行動計画（第36条・第37条）

###### 第7章 子どもの権利の保障状況の検証（第38条～第40条）

###### 第8章 雑則（第41条）

###### 附則

子どもは、それぞれが一人の人間である。子どもは、かけがえない価値と尊厳を持っており、個性や他の者との違いが認められ、自分が自分であることを大切にされたいと願っている。

子どもは、権利の全面的な主体である。子どもは、子どもの最善の利益の確保、差別の禁止、子どもの意見の尊重などの国際的な原則の下で、その権利を総合的に、かつ、現実には保障される。子どもにとって権利は、人間としての尊厳をもって、自分を自分として実現し、自分らしく生きていく上で不可欠なものである。

子どもは、その権利が保障される中で、豊かな子ども時代を過ごすことができる。子どもの権利について学習することや実際に行使することなどを通して、子どもは、権利の認識を深め、権利を実現する力、他の者の権利を尊重する力や責任などを身に付けることができる。また、自分の権利が尊重され、保障されるためには、同じように他の者の権利が尊重され、保障されなければならない。それぞれの権利が相互に尊重されることが不可欠である。

子どもは、大人とともに社会を構成するパートナーである。子どもは、現在の社会の一員として、また、未来の社会の担い手として、社会の在り方や形成にかかわる固有の役割があるとともに、そこに参加する権利がある。そのためにも社会は、子どもに開かれる。

子どもは、同時代を生きる地球市民として国内外の子どもと相互の理解と交流を深め、共生と平和を願い、自然を守り、都市のより良い環境を創造することに欠かせない役割を持っている。

市における子どもの権利を保障する取組は、市に生活するすべての人々の共生を進め、その権利の保障につながる。私たちは、子ども最優先などの国際的な原則も踏まえ、それぞれの子どもが一人の人間として生きていく上で必要な権利が保障されるよう努める。

私たちは、こうした考えの下、平成元年11月20日に国際連合総会で採択された「児童の権利に関する条約」の理念に基づき、子どもの権利の保障を進めることを宣言し、この条例を制定する。

#### 第1章 総則

##### （目的）

第1条 この条例は、子どもの権利に係る市等の責務、人間としての大切な子どもの権利、家庭、育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障等について定めることにより、子どもの権利の保障を図ることを目的とする。

##### （定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 子ども 市民をはじめとする市に関係のある18歳未満の者その他これらの者と等しく権利を認めることが適当と認められる者

(2) 育ち・学ぶ施設 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する児童福祉施設、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する学校、専修学校、各種学校その他の施設のうち、子どもが育ち、学ぶために入所し、通所し、又は通学する施設

(3) 親に代わる保護者 児童福祉法に規定する里親その他の親に代わり子どもを養育する者

##### （責務）

第3条 市は、子どもの権利を尊重し、あらゆる施策を通じてその保障に努めるものとする。

2 市民は、子どもの権利の保障に努めるべき場において、その権利が保障されるよう市との協働に努めなければならない。

3 育ち・学ぶ施設の設置者、管理者及び職員（以下「施設関係者」という。）のうち、市以外の施設関係者は、市の施策に協力するよう努めるとともに、その育ち・学ぶ施設における子どもの権利が保障されるよう努めなければならない。

4 事業者は、雇用される市民が養育する子ども及び雇用される子どもの権利の保障について市の施策に協力するよう努めなければならない。

##### （国等への要請）

第4条 市は、子どもの権利が広く保障されるよう国、他の公共団体等に対し協力を要請し、市外においてもその権利が保障されるよう働きかけを行うものとする。

##### （かわさき子どもの権利の日）

第5条 市民の間に広く子どもの権利についての関心と理解を深めるため、かわさき子どもの権利の日を設ける。

2 かわさき子どもの権利の日は、11月20日とする。

3 市は、かわさき子どもの権利の日の趣旨にふさわしい事業を実施し、広く市民の参加を求めるものとする。

##### （広報）

第6条 市は、子どもの権利に対する市民の理解を深めるため、その広報に努めるものとする。

##### （学習等への支援等）

第7条 市は、家庭教育、学校教育及び社会教育の中で、子どもの権利についての学習等が推進されるよう必要な条件の整備に努めるものとする。

2 市は、施設関係者及び医師、保健師等の子どもの権利の保障に職務上関係のある者に対し、子どもの権利についての理解がより深まるよう研修の機会を提供するものとする。

3 市は、子どもによる子どもの権利についての自主的な学習等の取組に対し、必要な支援に努めるものとする。

##### （市民活動への支援等）

第8条 市は、子どもの権利の保障に努める市民の活動に対し、その支援に努めるとともに、子どもの権利の保障に努める活動を行うものとの連携を図るものとする。

## 第2章 人間としての大切な子どもの権利

(子どもの大切な権利)

第9条 この章に規定する権利は、子どもにとって、人間として育ち、学び、生活をしていく上でとりわけ大切なものとして保障されなければならない。

(安心して生きる権利)

第10条 子どもは、安心して生きることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 命が守られ、尊重されること。
- (2) 愛情と理解をもって育はぐくまれること。
- (3) あらゆる形態の差別を受けないこと。
- (4) あらゆる形の暴力を受けず、又は放置されないこと。
- (5) 健康に配慮がなされ、適切な医療が提供され、及び成長にふさわしい生活ができること。
- (6) 平和と安全な環境の下で生活ができること。

(ありのままの自分でいる権利)

第11条 子どもは、ありのままの自分でいることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 個性や他の者との違いが認められ、人格が尊重されること。
- (2) 自分の考えや信仰を持つこと。
- (3) 秘密が侵されないこと。
- (4) 自分に関する情報が不当に収集され、又は利用されないこと。
- (5) 子どもであることをもって不当な取扱いを受けないこと。
- (6) 安心できる場所で自分を休ませ、及び余暇を持つこと。

(自分を守り、守られる権利)

第12条 子どもは、自分を守り、又は自分が守られることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) あらゆる権利の侵害から逃れられること。
- (2) 自分が育つことを妨げる状況から保護されること。
- (3) 状況に応じた適切な相談の機会が、相談にふさわしい雰囲気の中で確保されること。
- (4) 自分の将来に影響を及ぼすことについて他の者が決めるときに、自分の意見を述べるのにふさわしい雰囲気の中で表明し、その意見が尊重されること。
- (5) 自分を回復するに当たり、その回復に適切でふさわしい雰囲気の間が与えられること。

(自分を豊かにし、力づけられる権利)

第13条 子どもは、その育ちに応じて自分を豊かにし、力づけられることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 遊ぶこと。
- (2) 学ぶこと。
- (3) 文化芸術活動に参加すること。
- (4) 役立つ情報を得ること。
- (5) 幸福を追求すること。

(自分で決める権利)

第14条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分に関することを年齢と成熟に応じて決めること。
- (2) 自分に関することを決めるときに、適切な支援及び助言が受けられること。
- (3) 自分に関することを決めるために必要な情報が得られること。

(参加する権利)

第15条 子どもは、参加することができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 自分を表現すること。
- (2) 自分の意見を表明し、その意見が尊重されること。
- (3) 仲間をつくり、仲間と集うこと。
- (4) 参加に際し、適切な支援が受けられること。

(個別の必要に応じて支援を受ける権利)

第16条 子どもは、その置かれた状況に応じ、子どもにとって必要な支援を受けることができる。そのためには、主として次に掲げる権利が保障されなければならない。

- (1) 子ども又はその家族の国籍、民族、性別、言語、宗教、出身、財産、障害その他の置かれている状況を原因又は理由とした差別及び不利益を受けないこと。
- (2) 前号の置かれている状況の違いが認められ、尊重される中で共生できること。
- (3) 障害のある子どもが、尊厳を持ち、自立し、かつ、社会への積極的な参加が図られること。
- (4) 国籍、民族、言語等において少数の立場の子どもが、自分の文化等を楽しみ、学習し、又は表現することが尊重されること。
- (5) 子どもが置かれている状況に応じ、子どもに必要な情報の入手の方法、意見の表明の方法、参加の手法等に工夫及び配慮がなされること。

## 第3章 家庭・育ち・学ぶ施設及び地域における子どもの権利の保障

### 第1節 家庭における子どもの権利の保障

(親等による子どもの権利の保障)

第17条 親又は親に代わる保護者(以下「親等」という。)は、その養育する子どもの権利の保障に努めるべき第一義的な責任者である。

2 親等は、その養育する子どもが権利を行使する際に子どもの最善の利益を確保するため、子どもの年齢と成熟に応じた支援に努めなければならない。

3 親等は、子どもの最善の利益と一致する限りにおいて、その養育する子どもに代わり、その権利を行使するよう努めなければならない。

4 親等は、育ち・学ぶ施設及び保健、医療、児童福祉等の関係機関からその子どもの養育に必要な説明を受けることができる。この場合において、子ども本人の情報を得ようとするときは、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいて行うよう努めなければならない。

(養育の支援)

第18条 親等は、その子どもの養育に当たって市から支援を受けることができる。

2 市は、親等がその子どもの養育に困難な状況にある場合は、その状況について特に配慮した支援に努めるものとする。

3 事業者は、雇用される市民が安心してその子どもを養育できるよう配慮しなければならない。

(虐待及び体罰の禁止)

第19条 親等は、その養育する子どもに対して、虐待及び体罰を行ってはならない。

(虐待からの救済及びその回復)

第20条 市は、虐待を受けた子どもに対する迅速かつ適切な救済及びその回復に努めるものとする。

2 前項の救済及びその回復に当たっては、二次的被害が生じないようその子どもの心身の状況に特に配慮しなければならない。

3 市は、虐待の早期発見及び虐待を受けた子どもの迅速かつ適切な救済及びその回復のため、関係団体等との連携を図り、その支援に努めるものとする。

### 第2節 育ち・学ぶ施設における子どもの権利の保障

(育ち・学ぶ環境の整備等)

第21条 育ち・学ぶ施設の利用者及び管理者(以下「施設利用者」という。)は、その子どもの権利の保障が図られるよう育ち・学ぶ施設において子どもが自ら育ち、学べる環境の整備に努めなければならない。

2 前項の環境の整備に当たっては、その子どもの親等その他地域の住民との連携を図るとともに、育ち・学ぶ施設の職員の主体的な取組を通して行われるよう努めなければならない。

(安全管理体制の整備等)

- 第22条 施設設置管理者は、育ち・学ぶ施設の活動における子どもの安全を確保するため、災害の発生防止に努めるとともに、災害が発生した場合であっても被害の拡大を防げるよう関係機関、親等その他地域の住民との連携を図り、安全管理の体制の整備及びその維持に努めなければならない。
- 2 施設設置管理者は、その子どもの自主的な活動が安全の下で保障されるようその施設及び設備の整備等に配慮しなければならない。  
(虐待及び体罰の禁止等)
- 第23条 施設関係者は、その子どもに対し、虐待及び体罰を行ってはならない。
- 2 施設設置管理者は、その職員に対し、子どもに対する虐待及び体罰の防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、子どもに対する虐待及び体罰に関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 4 施設関係者は、虐待及び体罰に関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。  
(いじめの防止等)
- 第24条 施設関係者は、いじめの防止に努めなければならない。
- 2 施設関係者は、いじめの防止を図るため、その子どもに対し、子どもの権利が理解されるよう啓発に努めなければならない。
- 3 施設設置管理者は、その職員に対し、いじめの防止に関する研修等の実施に努めなければならない。
- 4 施設設置管理者は、いじめに関する相談をその子どもが安心して行うことができる育ち・学ぶ施設における仕組みを整えるよう努めなければならない。
- 5 施設関係者は、いじめに関する子どもの相談を受けたときは、子どもの最善の利益を考慮し、その相談の解決に必要な者、関係機関等と連携し、子どもの救済及びその回復に努めなければならない。この場合において、施設関係者は、いじめを行った子どもに対しても必要な配慮を行った上で適切な対応を行うよう努めなければならない。  
(子ども本人に関する文書等)
- 第25条 育ち・学ぶ施設における子ども本人に関する文書は、適切に管理され、及び保管されなければならない。
- 2 前項の文書のうち子どもの利害に影響するものについては、その作成に当たり、子ども本人又はその親等の意見を求める等の公正な文書の作成に対する配慮がなされなければならない。
- 3 育ち・学ぶ施設においては、その目的の範囲を超えてその子ども本人に関する情報が収集され、又は保管されてはならない。
- 4 前項の情報は、育ち・学ぶ施設のその目的の範囲を超えて利用され、又は外部に提供されてはならない。
- 5 第1項の文書及び第3項の情報に関しては、子どもの最善の利益を損なわない限りにおいてその子ども本人に提示され、又は提供されるよう文書及び情報の管理等に関する事務が行われなければならない。
- 6 育ち・学ぶ施設において子どもに対する不利益な処分等が行われる場合には、その処分等を決める前に、その子ども本人から事情、意見等を聴く場を設ける等の配慮がなされなければならない。

### 第3節 地域における子どもの権利の保障

(子どもの育ちの場等としての地域)

- 第26条 地域は、子どもの育ちの場であり、家庭、育ち・学ぶ施設、文化、スポーツ施設等と一体となってその人間関係を豊かなものとする場であることを考慮し、市は、地域において子どもの権利の保障が図られるよう子どもの活動が安全の下で行うことができる子育て及び教育環境の向上を目指したまちづくりに努めるものとする。

- 2 市は、地域において、子ども、その親等、施設関係者その他住民がそれぞれ主体となって、地域における子育て及び教育環境に係る協議その他の活動を行う組織の整備並びにその活動に対し支援に努めるものとする。

(子どもの居場所)

- 第27条 子どもには、ありのままの自分でいること、休息して自分を取り戻すこと、自由に遊び、若しくは活動すること又は安心して人間関係をつくり合うことができる場所(以下「居場所」という。)が大切であることを考慮し、市は、居場所についての考え方の普及並びに居場所の確保及びその存続に努めるものとする。

- 2 市は、子どもに対する居場所の提供等の自主的な活動を行う市民及び関係団体との連携を図り、その支援に努めるものとする。

(地域における子どもの活動)

- 第28条 地域における子どもの活動が子どもにとって豊かな人間関係の中で育つために大切であることを考慮し、市は、地域における子どもの自治的な活動を奨励するとともにその支援に努めるものとする。

## 第4章 子どもの参加

(子どもの参加の促進)

- 第29条 市は、子どもが市政等について市民として意見を表明する機会、育ち・学ぶ施設その他活動の拠点となる場でその運営等について構成員として意見を表明する機会又は地域における文化・スポーツ活動に参加する機会を諸施策において保障することが大切であることを考慮して、子どもの参加を促進し、又はその方策の普及に努めるものとする。

(子ども会議)

- 第30条 市長は、市政について、子どもの意見を求めるため、川崎市子ども会議(以下「子ども会議」という。)を開催する。

- 2 子ども会議は、子どもの自主的及び自発的な取組により運営されるものとする。

- 3 子ども会議は、その主体である子どもが定める方法により、子どもの総意としての意見等をまとめ、市長に提出することができる。

- 4 市長その他の執行機関は、前項の規定により提出された意見等を尊重するものとする。

- 5 市長その他の執行機関は、子ども会議にあらゆる子どもの参加が促進され、その会議が円滑に運営されるよう必要な支援を行うものとする。

(参加活動の拠点づくり)

- 第31条 市は、子どもの自主的及び自発的な参加活動を支援するため、子どもが子どもだけで自由に安心して集うことができる拠点づくりに努めるものとする。

(自治的活動の奨励)

- 第32条 施設設置管理者は、その構成員としての子どもの自治的な活動を奨励し、支援するよう努めなければならない。

- 2 前項の自治的な活動による子どもの意見等については、育ち・学ぶ施設の運営について配慮されるよう努めなければならない。

(より開かれた育ち・学ぶ施設)

- 第33条 施設設置管理者は、子ども、その親等その他地域の住民にとってより開かれた育ち・学ぶ施設を目指すため、それらの者に育ち・学ぶ施設における運営等の説明等を行い、それらの者及び育ち・学ぶ施設の職員とともに育ち・学ぶ施設を支え合うため、定期的に話し合う場を設けるよう努めなければならない。

(市の施設の設置及び運営に関する子どもの意見)

- 第34条 市は、子どもの利用を目的とした市の施設の設置及び運営に関し、子どもの参加の方法等について配慮し、子どもの意見を聴くよう努めるものとする。

## 第5章 相談及び救済

(相談及び救済)

- 第35条 子どもは、川崎市人権オンブズパーソンに対し、権利の侵害について相談し、又は権利の侵害からの救済を求めることができる。
- 2 市長は、川崎市人権オンブズパーソンによるもののほか、子どもの権利の侵害に関する相談又は救済については、関係機関、関係団体等との連携を図るとともに子ども及びその権利の侵害の特性に配慮した対応に努めるものとする。

## 第6章 子どもの権利に関する行動計画

(行動計画)

- 第36条 市長は、子どもに関する施策の推進に際し子どもの権利の保障が総合的かつ計画的に図られるための川崎市子どもの権利に関する行動計画（以下「行動計画」という。）を策定するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、行動計画を策定するに当たっては、市民及び第38条に規定する川崎市子どもの権利委員会の意見を聴くものとする。
- (子どもに関する施策の推進)
- 第37条 市の子どもに関する施策は、子どもの権利の保障に資するため、次に掲げる事項に配慮し、推進しなければならない。
- (1) 子どもの最善の利益に基づくものであること。
  - (2) 教育、福祉、医療等との連携及び調整が図られた総合的かつ計画的なものであること。
  - (3) 親等、施設関係者その他市民との連携を通して一人一人の子どもを支援するものであること。

## 第7章 子どもの権利の保障状況の検証

(権利委員会)

- 第38条 子どもに関する施策の充実を図り、子どもの権利の保障を推進するため、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）を置く。
- 2 権利委員会は、第36条第2項に定めるもののほか、市長その他の執行機関の諮問に応じて、子どもに関する施策における子どもの権利の保障の状況について調査審議する。
- 3 権利委員会は、委員10人以内で組織する。
- 4 委員は、人権、教育、福祉等の子どもの権利にかかわる分野において学識経験のある者及び市民のうちから、市長が委嘱する。
- 5 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 6 委員は、再任されることができる。
- 7 第4項の委員のほか、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、権利委員会に臨時委員を置くことができる。
- 8 委員及び臨時委員は、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。
- 9 前各項に定めるもののほか、権利委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。
- (検証)
- 第39条 権利委員会は、前条第2項の諮問があったときは、市長その他の執行機関に対し、その諮問に係る施策について評価等を行うべき事項について提示するものとする。
- 2 市長その他の執行機関は、前項の規定により権利委員会から提示のあった事項について評価等を行い、その結果を権利委員会に報告するものとする。
- 3 権利委員会は、前項の報告を受けたときは、市民の意見を求めるものとする。
- 4 権利委員会は、前項の規定により意見を求めるに当たっては、子どもの意見が得られるようその方法等に配慮しなければならない。
- 5 権利委員会は、第2項の報告及び第3項の意見を総合的に勘案して、子どもの権利の保障の状況について調査審議するものとする。

- 6 権利委員会は、前項の調査審議により得た検証の結果を市長その他の執行機関に答申するものとする。

(答申に対する措置等)

- 第40条 市長その他の執行機関は、権利委員会からの答申を尊重し、必要な措置を講ずるものとする。
- 2 市長は、前条の規定による答申及び前項の規定により講じた措置について公表するものとする。

## 第8章 雑則

(委任)

- 第41条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長その他の執行機関が定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。
- (権利侵害からの救済等のための体制整備)
- 2 市長は、子どもに対する権利侵害の事実が顕在化しにくく認識されにくいことと併せ、子どもの心身に将来にわたる深刻な影響を及ぼすことを考慮し、子どもが安心して相談し、救済を求めることができるようにするとともに、虐待等の予防、権利侵害からの救済及び回復等を図ることを目的とした新たな体制を早急に整備する。

附 則（平成13年6月29日条例第15号）

- この条例の施行期日は、市長が定める。
- (平成14年3月29日規則第33号で平成14年5月1日から施行)

附 則（平成14年3月28日条例第7号） 抄

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則（平成17年3月24日条例第7号） 抄

この条例は、公布の日から施行する。

## (2)川崎市子どもの権利委員会規則

平成 13 年 4 月 1 日規則第 55 号

最近改正

平成 28 年 3 月 31 日

(趣旨)

第 1 条 この規則は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成 12 年川崎市条例第 72 号）第 38 条第 9 項の規定に基づき、川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第 2 条 市民のうちから委嘱される委員は、公募によるものとする。

(委員長及び副委員長)

第 3 条 権利委員会に委員長及び副委員長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、会務を総理し、権利委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第 4 条 権利委員会は委員長が招集し、委員長はその会議の議長となる。

2 権利委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 権利委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席)

第 5 条 権利委員会は、その調査審議に必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第 6 条 権利委員会は、必要に応じ部会を置くことができる。  
2 部会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が権利委員会に諮って指名する。

3 部会に部会長 1 人を置き、部会に属する委員の互選により定める。

4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議の経過及び結果を権利委員会に報告するものとする。

5 部会の会議については、前 2 条の規定を準用する。

(庶務)

第 7 条 権利委員会の庶務は、こども未来局において処理する。

(委任)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、議事の手続その他権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 14 年 3 月 29 日規則第 34 号）

この規則は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 4 月 26 日規則第 53 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 20 年 3 月 31 日規則第 16 号抄）

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年 3 月 31 日規則第 13 号抄）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

## (3)川崎市子どもの権利委員会運営要綱

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、川崎市子どもの権利に関する条例（平成 12 年川崎市条例第 72 号、以下「条例」という。）第 38 条に規定する川崎市子どもの権利委員会（以下「権利委員会」という。）の運営に関し、条例及び川崎市子どもの権利委員会規則（平成 13 年川崎市規則第 55 号、以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(子どもの権利状況に関する調査)

第 2 条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項を調査審議するにあたり、必要に応じて川崎市における子どもの権利状況に関する調査を行う。

(子どもに関する施策の評価の事前手続)

第 3 条 条例第 39 条第 1 項の規定に基づき、権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項に応じて子どもに関する施策における子どもの権利の保障状況の評価等を行うにあたり、施策の評価の視点や考え方を検討し、その内容をまとめ、市に提示する。

2 子どもに関する施策の評価にあたっては、権利委員会の事務局が施策の内容に応じて各担当部署に自己評価の実施を求める。

(子どもに関する施策の評価及び報告)

第 4 条 条例第 39 条第 2 項の規定に基づき、権利委員会は、前条第 1 項で提示した内容に基づいて市が行った子どもに関する施策の自己評価の結果について文書により報告を受ける。

(子どもに関する施策の評価内容等の説明)

第 5 条 権利委員会は、市から報告を受けた自己評価の結果の確認及び子どもに関する施策の充実に向けた方向性の検討等を目的として、子どもに関する施策その他関係機関の担当者から必要に応じて内容の説明を聴くことができる。

(市民及び市民団体からの意見聴取)

第 6 条 条例第 39 条第 3 項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容の検討等を目的として、市民及び市民団体からの意見を求めるものとする。

2 意見を求めるにあたっては、その趣旨を明らかにするとともに、施策の評価の内容等を公表する。

3 権利委員会は、必要に応じて意見を表明した市民若しくは市民団体と直接意見交換を行うことができる。

(子どもからの意見聴取)

第 7 条 条例第 39 条第 3 項及び第 4 項の規定に基づき、権利委員会は、市の行った自己評価の内容等について子どもから意見を求めるものとする。

2 前項の子どもからの意見を求めるにあたっては、意見を出しやすい場の設定及び子どもにわかりやすい表現に努める。

(答申書の作成)

第 8 条 権利委員会は、市長その他の執行機関の諮問事項について調査審議した結果を 答申書にまとめ答申する。

(子どもの権利に関する行動計画に対する意見)

第 9 条 条例第 36 条第 2 項の規定に基づき、権利委員会は、市が子どもの権利に関する行動計画を策定する際に、策定の各段階で必要に応じて意見を述べることができる。

(部会)

第 10 条 規則第 6 条の規定に基づき、権利委員会は、その円滑な運営を図るため、幹事会及びその他部会を置くことができる。

(委任)

第 11 条 この要綱に定めるもののほか、権利委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が権利委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 2 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 4 月 26 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 14 年 5 月 1 日から施行する。

## (4)川崎市人権オンブズパーソン条例

2001（平成13）年6月29日条例第19号

### 目次

- 第1章 総則（第1条～第3条）
- 第2章 責務（第4条～第7条）
- 第3章 人権オンブズパーソンの組織等（第8条～第11条）
- 第4章 相談及び救済
  - 第1節 相談（第12条）
  - 第2節 救済の申立て（第13条・第14条）
  - 第3節 調査の実施等（第15条～第17条）
  - 第4節 市の機関に対する調査等（第18条～第20条）
  - 第5節 市の機関以外のものに対する調査等（第21条・第22条）
  - 第6節 個人情報等の保護（第23条）
  - 第7節 人権に関する課題についての意見公表（第24条）
- 第5章 補則（第25条～第27条）
- 附則

### 第1章 総則

（目的及び設置）

第1条 市民が人権の侵害に関する相談及び救済の申立てを簡易に、かつ、安心して行うことができるよう必要な体制を整備し、市民の理解と相互の協調の下に迅速かつ柔軟に人権の侵害からの救済を図り、もって人権が尊重される地域社会づくりに資することを目的として、本市に川崎市人権オンブズパーソン（以下「人権オンブズパーソン」という。）を置く。

（管轄）

第2条 人権オンブズパーソンの管轄は、次に掲げる人権の侵害（以下「人権侵害」という。）に関する事項とする。

- (1) 子ども（川崎市子どもの権利に関する条例（平成12年川崎市条例第72号）第2条第1号に規定する子どもをいう。）の権利の侵害
- (2) 男女平等にかかわる人権の侵害（男女平等かわさき条例（平成13年川崎市条例第14号）第6条に規定する男女平等にかかわる人権の侵害をいう。）
- 2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる事項については、人権オンブズパーソンの管轄としない。

- (1) 判決、裁決等により確定した権利関係に関する事項
- (2) 議会に請願又は陳情を行っている事項
- (3) 川崎市市民オンブズマン（以下「市民オンブズマン」という。）に苦情を申し立てた事項
- (4) 人権オンブズパーソン又は市民オンブズマンの行為に関する事項

（人権オンブズパーソンの職務）

第3条 人権オンブズパーソンは、次の職務を行う。

- (1) 人権侵害に関する相談に応じ、必要な助言及び支援を行うこと。
- (2) 人権侵害に関する救済の申立て又は自己の発意に基づき、調査、調整、勧告、是正要請等を行うこと。
- (3) 制度の改善を求めるとの意見を表明すること。
- (4) 勧告、意見表明等の内容を公表すること。
- (5) 人権に関する課題について意見を公表すること。

### 第2章 責務

（人権オンブズパーソンの責務）

第4条 人権オンブズパーソンは、市民の人権の擁護者として、公平かつ適切にその職務を遂行しなければならない。

2 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行に当たっては、市民オンブズマンその他市の機関、関係機関、関係団体等と有機的な連携を図り、相互の職務の円滑な遂行に努めなければならない。

3 人権オンブズパーソンは、相談又は救済の申立てを行った者に不利益が生じないように、当該相談又は救済の申立

てに係る事案の特性を踏まえ、その職務を遂行しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、その地位を政党又は政治的目的のために利用してはならない。

（市の機関の責務）

第5条 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、その独立性を尊重しなければならない。

2 市の機関は、人権オンブズパーソンの職務の遂行に関し、積極的な協力援助に努めなければならない。

（市民の責務）

第6条 市民は、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

（事業者の責務）

第7条 事業者は、その事業活動において、この条例の目的を達成するため、人権オンブズパーソンの職務の遂行に協力するよう努めなければならない。

### 第3章 人権オンブズパーソンの組織等

（人権オンブズパーソンの組織等）

第8条 人権オンブズパーソンの定数は2人とし、そのうち1人を代表人権オンブズパーソンとする。

2 人権オンブズパーソンは、人格が高潔で社会的信望が厚く、人権問題に関し優れた識見を有する者のうちから、第2条第1項に規定する人権オンブズパーソンの管轄を踏まえて、市長が議会の同意を得て委嘱する。

3 人権オンブズパーソンは、任期を3年とし、1期に限り再任されることができる。

4 人権オンブズパーソンは、別に定めるところにより、相当額の報酬を受ける。

（秘密を守る義務）

第9条 人権オンブズパーソンは、職務上知ることができた秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

（解嘱）

第10条 市長は、人権オンブズパーソンが心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認める場合又は職務上の義務違反その他人権オンブズパーソンたるにふさわしくない非行があると認める場合は、議会の同意を得て解嘱することができる。

（兼職等の禁止）

第11条 人権オンブズパーソンは、衆議院議員若しくは参議院議員、地方公共団体の議会の議員若しくは長又は政党その他の政治団体の役員と兼ねることができない。

2 人権オンブズパーソンは、本市と特別な利害関係にある企業その他の団体の役員と兼ねることができない。

3 人権オンブズパーソンは、前2項に定めるもののほか、公平な職務の遂行に支障が生ずるおそれがある職と兼ねることができない。

### 第4章 相談及び救済

#### 第1節 相談

（相談）

第12条 何人も、市民等（市の区域内に住所を有する者、在勤する者又は在学する者その他市に関係ある者として規則で定める者をいう。以下同じ。）の人権侵害に関する事項について、人権オンブズパーソンに相談することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定により相談を受けた場合は、必要な助言及び支援を行う。

#### 第2節 救済の申立て

（救済の申立て）

第13条 市民等は、自らが人権侵害を受けたと思うときは、人権オンブズパーソンに対し、救済の申立て（以下「申立て」という。）を行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所
- (2) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (3) その他規則で定める事項  
(本人以外の者の申立て)

第14条 何人も、市民等が人権侵害を受けたと思うときは、当該市民等に代わって人権オンブズパーソンに対し、申立てを行うことができる。

2 申立ては、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。ただし、書面によることができない場合は、口頭により申立てを行うことができる。

- (1) 申立てを行おうとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあっては、名称、事務所又は事業所の所在地及び代表者の氏名）
- (2) 人権侵害を受けたと思われる市民等の氏名及び住所
- (3) 申立ての原因となった事実及びその事実のあった年月日
- (4) その他規則で定める事項

### 第3節 調査の実施等

(申立てに係る調査等)

第15条 人権オンブズパーソンは、申立てがあった場合は、当該申立てに係る事実について、調査を行う。

2 前項の場合において、申立てが前条第1項の規定によるものであるときは、同条第2項第2号の市民等の同意を得なければならない。

3 第1項の規定にかかわらず、申立てが次の各号のいずれかに該当すると認められる場合は、調査を行わない。

- (1) 第2条第2項の規定に該当するとき。
- (2) 申立ての原因となった事実のあった日から3年を経過しているとき。ただし、正当な理由があるときを除く。
- (3) 虚偽その他正当な理由がないと認められるとき。
- (4) 申立ての原因となった事実が市の区域外で生じたものであるとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

(5) 前項の同意が得られないとき。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときを除く。

4 人権オンブズパーソンは、前項の規定により調査を行わない場合は、その旨を理由を付して申立てを行った者（以下「申立人」という。）に速やかに通知しなければならない。（発意の調査）

第16条 人権オンブズパーソンは、市民等が人権侵害を受けていると認めるときは、自己の発意に基づき、調査を行うことができる。

2 前項の規定による調査を行う場合においては、人権侵害を受けていると認められる市民等の同意を得なければならない。ただし、人権オンブズパーソンが特に調査の必要があると認めるときは、この限りでない。

(調査の中止等)

第17条 人権オンブズパーソンは、調査を開始した後においても、その必要がないと認めるときは、調査を中止し、又は打ち切ることができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査を中止し、又は打ち切ったときは、その旨を理由を付して、申立人又は第15条第2項若しくは前条第2項の同意を得た者（以下「申立人等」という。）に速やかに通知しなければならない。

### 第4節 市の機関に対する調査等

(市の機関に対する調査)

第18条 人権オンブズパーソンは、市の機関に対し調査を行う場合は、関係する市の機関に対し、その旨を通知するものとする。

2 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し説明を求め、その保有する帳簿、書類その他の記録を閲覧し、若しくはその提出を要求し、又は実地調査をすることができる。

3 人権オンブズパーソンは、必要があると認めるときは、専門的機関に対し、専門的調査を依頼することができる。

4 人権オンブズパーソンは、調査の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。ただし、次条第6項の規定により通知する場合は、この限りでない。

(市の機関に対する勧告等)

第19条 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、是正等の措置を講ずよう勧告することができる。

2 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、関係する市の機関に対し、制度の改善を求めための意見を表明することができる。

3 第1項の規定による勧告又は前項の規定による意見表明を受けた市の機関は、当該勧告又は意見表明を尊重しなければならない。

4 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したときは、市の機関に対し、是正等の措置について報告を求めものとする。

5 前項の規定により報告を求められた市の機関は、当該報告を求められた日から60日以内に、人権オンブズパーソンに対し、是正等の措置について報告するものとする。

6 人権オンブズパーソンは、第1項の規定により勧告したとき、第2項の規定により意見表明をしたとき、又は前項の規定による報告があったときは、その旨を申立人等に速やかに通知しなければならない。

7 人権オンブズパーソンは、第2項の規定による意見表明の内容を公表する。第1項の規定による勧告又は第5項の規定による報告の内容で必要があると認めものについて（市民オンブズマンとの共同の勧告等）

第20条 人権オンブズパーソンは、前条第1項の規定による勧告又は同条第2項の規定による意見表明を行う場合において、必要があると認めるときは、市民オンブズマンに対し、共同で行うよう求めることができる。

### 第5節 市の機関以外のものに対する調査等

(市の機関以外のものに対する調査等)

第21条 人権オンブズパーソンは、調査のため必要があると認めるときは、関係者（市の機関以外のものに限る。以下同じ。）に対し質問し、事情を聴取し、又は実地調査をすることについて協力を求めることができる。

2 第18条第3項の規定は、関係者に対する調査の場合に準用する。

3 人権オンブズパーソンは、調査の結果、必要があると認めるときは、人権侵害の是正のためのあっせんその他の調整（以下「調整」という。）を行うものとする。

4 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果について、申立人等に速やかに通知するものとする。

(事業者に対する要請等)

第22条 人権オンブズパーソンは、調査又は調整の結果、事業活動において頻繁な又は重大な人権侵害が行われたにもかかわらず事業者が改善の取組を行っていないと認めるときは、当該事業者に対し、是正その他必要な措置を講ずよう要請することができる。

2 人権オンブズパーソンは、前項の規定による要請を行ったにもかかわらず当該事業者が正当な理由がなく要請に応じない場合は、市長に対し、その旨を公表することを求めることができる。

3 市長は、前項の規定により公表を求められた場合は、その内容を公表することができる。この場合において、市長は、人権オンブズパーソンの意思を尊重しなければならない。

4 市長は、前項の規定により公表しようとする場合には、あらかじめ当該公表に係る事業者に意見を述べる機会を与えるものとする。

### 第6節 個人情報等の保護

(個人情報等の保護)

第23条 第19条第7項及び前条第3項の規定による公表を行う場合は、個人情報等の保護について最大限の配慮をしなければならない。

**第7節 人権に関する課題についての意見公表**

(人権に関する課題についての意見公表)

第24条 人権オンブズパーソンは、その職務の遂行を通じて明らかになった人権に関する社会構造上の課題について、地域における解決に向けた取組に資するため、意見を公表することができる。

**第5章 補則**

(事務局)

第25条 人権オンブズパーソンに関する事務については、川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第21条に規定する事務局において処理する。

2 人権オンブズパーソンの職務に関する事項を調査する専門調査員を置くものとする。  
(運営状況の報告等)

第26条 人権オンブズパーソンは、毎年、この条例の運営状況について市長及び議会に報告するとともに、これを公表する。

(委任)

第27条 この条例に定めるもののほか、この条例の実施のため必要な事項は、市長が定める。

附 則(抄)

(施行期日)

1 この条例の施行期日は、市長が定める。ただし、第8条第2項中議会の同意を得ることに関する部分は、公布の日から施行する。(平成14年3月29日規則第44号で平成14年4月1日から施行。ただし、同条例第4章の規定及び同条例附則第5項中川崎市市民オンブズマン条例(平成2年川崎市条例第22号)第17条に1項を加える改正規定は、同年5月1日から施行)

(経過措置)

2 この条例は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の3年前の日から施行日までの間にあった事実に係る申立てについても適用し、当該3年前の日前にあった事実に係る申立てについては、適用しない。

(検討)

3 市は、この条例の施行後適当な時期において、この条例の施行状況、人権に関する国の施策の動向及び社会情勢の変化等を勘案し、必要があると認めるときは、人権が尊重される地域社会づくりの観点から、この条例に規定する人権オンブズパーソンの管轄等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

**(5)川崎市こども施策庁内推進本部会議設置要綱**

平成27年3月31日

26川市こ企第514号

(設置の目的)

第1条 子どもは社会の希望、未来をつくる力であり、安心して子どもを産み、育てることのできる社会の実現と「子どもたちの笑顔があふれるまち・かわさき」目指し、本市における子ども・子育て施策について、庁内で相互に連携して総合的に推進するため、川崎市こども施策庁内推進本部会議(以下「推進本部会議」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 推進本部会議の所掌事務は、次のとおりとする。

(1) 川崎市子ども・子育て支援事業計画等の行政計画に基づく施策の推進に関すること。

(2) 青少年施策及び子どもの権利施策並びに子ども・子育て支援等に係る施策のための協議及び調整に関すること。

(3) その他子ども・子育て施策推進に必要な事項に関すること。

(構成)

第3条 推進本部会議は、別表第1に掲げる者をもって構成する。

2 議長は、担当副市長をもって充てる。

3 副議長は、こども未来局長をもって充てる。

4 議長は、会務を総理する。

5 副議長は、議長を補佐し、議長に事故があるときは、その職務を代理する。

6 第1項に掲げる者のほか、議長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(会議)

第4条 推進本部会議は、議長が招集する。

2 委員は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(幹事会)

第5条 推進本部会議には、推進本部会議に付議する事項に関し必要な事項を協議するため、幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第2に掲げる者をもって構成する。

3 幹事長は、こども未来局長をもって充てる。

4 副幹事長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

5 第2項に掲げる者のほか、幹事長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 幹事会は、幹事長が招集する。

7 幹事は、会議に出席できないときは、その指名する者を代理で会議に出席させることができる。

(検討部会)

第6条 幹事会には、幹事会に付議する事項について、調査及び検討、意見調整をするため、別表第3に掲げる検討部会を置く。

2 各検討部会は、別表第3に掲げる検討項目の内容に応じて、関係部署の課長級の職員で構成する。

3 各検討部会の部会長は、こども未来局総務部長をもって充てる。

4 各検討部会の副部会長は、部会長が指名する。

5 第2項に掲げる者のほか、部会長が必要と認める場合は、関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

6 各検討部会は、部会長が招集する。

(事務局)

第7条 推進本部会議、幹事会、検討部会の事務を処理するため、事務局をこども未来局総務部企画課に置く。

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進本部会議の運営について必要な事項は、議長が定める。

附 則  
この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 27 年 9 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則  
この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）  
川崎市子ども施策庁内推進本部会議

|   |         |
|---|---------|
| ◎ | 担当副市長   |
|   | 総務企画局長  |
|   | 財政局長    |
|   | 市民文化局長  |
|   | 経済労働局長  |
|   | 健康福祉局長  |
| ○ | こども未来局長 |
|   | まちづくり局長 |
|   | 建設緑政局長  |
|   | 川崎区長    |
|   | 幸区長     |
|   | 中原区長    |
|   | 高津区長    |
|   | 宮前区長    |
|   | 多摩区長    |
|   | 麻生区長    |
|   | 教育次長    |

◎議長、○副議長 事務局：企画課

別表第 2（第 5 条関係）  
川崎市子ども施策庁内推進本部会議幹事会

|   | 局名       | 部課名                           | 職名 |
|---|----------|-------------------------------|----|
| ◎ | こども未来局   |                               | 局長 |
|   | 総務企画局    | 都市政策部                         | 部長 |
|   | 総務企画局    | 行政改革マネジメント推進室                 | 室長 |
|   | 財政局      | 財政部                           | 部長 |
|   | 市民文化局    | 市民生活部                         | 部長 |
|   | 市民文化局    | コミュニティ推進部                     | 部長 |
|   | 市民文化局    | 人権・男女共同参画室                    | 室長 |
| ○ | こども未来局   | 総務部                           | 部長 |
|   | こども未来局   | 子育て推進部                        | 部長 |
|   | こども未来局   | こども支援部                        | 部長 |
|   | こども未来局   | 青少年支援室                        | 室長 |
|   | こども未来局   | 児童家庭支援・虐待対策室                  | 室長 |
|   | 経済労働局    | 産業政策部                         | 部長 |
|   | 健康福祉局    | 総務部                           | 部長 |
|   | 健康福祉局    | 地域包括ケア推進室                     | 室長 |
|   | まちづくり局   | 総務部                           | 部長 |
|   | 建設緑政局    | 総務部                           | 部長 |
|   | 川崎区役所    | 地域みまもり支援センター<br>(福祉事務所・保健所支所) | 所長 |
|   | 川崎区役所    | 大師地区健康福祉ステーション                | 所長 |
|   | 川崎区役所    | 田島地区健康福祉ステーション                | 所長 |
|   | 幸区役所     | 地域みまもり支援センター<br>(福祉事務所・保健所支所) | 所長 |
|   | 中原区役所    | 地域みまもり支援センター<br>(福祉事務所・保健所支所) | 所長 |
|   | 高津区役所    | 地域みまもり支援センター<br>(福祉事務所・保健所支所) | 所長 |
|   | 宮前区役所    | 地域みまもり支援センター<br>(福祉事務所・保健所支所) | 所長 |
|   | 多摩区役所    | 地域みまもり支援センター<br>(福祉事務所・保健所支所) | 所長 |
|   | 麻生区役所    | 地域みまもり支援センター<br>(福祉事務所・保健所支所) | 所長 |
|   | 教育委員会事務局 | 総務部                           | 部長 |
|   | 教育委員会事務局 | 学校教育部                         | 部長 |

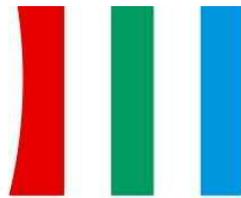
◎幹事長、○副幹事長 事務局：企画課

別表第 3（第 6 条関係）  
川崎市子ども施策庁内推進本部会議検討部会

| 部会名       | 検討項目   |
|-----------|--|
| 子育て推進部会   | 地域子育て支援施策に関すること<br>保育施策に関すること<br>幼児教育施策に関すること          |
| こども支援部会   | 児童養護施策に関すること<br>母子保健施策に関すること<br>母子父子寡婦福祉施策に関すること       |
| こども安全推進部会 | 青少年施策に関すること<br>子どもの権利施策に関すること<br>こどもの安全に関する総合的施策に関すること |

事務局：企画課





Colors, Future!

いろいろって、未来。

川崎市

**第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画(案)**

令和元(2019)年 11 月

川崎市こども未来局青少年支援室

〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1番地

電話：044-200-2344

FAX：044-200-3931

メールアドレス：45sien@city.kawasaki.jp

## 第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案） に対する意見募集（パブリックコメント）

川崎市では、川崎市子どもの権利条例に基づき、子どもの権利を総合的・計画的に推進するための「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）」をとりまとめました。これについて、市民の皆様からの御意見を広く募集します。皆様から寄せられた御意見等を踏まえ、令和2（2020）年3月に行動計画を決定し、公表する予定です。ぜひ、皆様の御意見をお寄せください。

### 1 募集期間

令和元(2019)年11月27日(水) ～ 令和元(2019)年12月26日(木)

\*郵送の場合、募集期間終了日必着

### 2 意見提出方法

意見書（もしくはその他のA4サイズの書式）を用いて、郵送、持参、FAX、市ホームページのフォームメールにより、川崎市こども未来局青少年支援室あてにご意見をお寄せください。

### 3 冊子の閲覧方法

「第6次川崎市子どもの権利に関する行動計画（案）」は、市役所こども未来局青少年支援室、各区役所（市政資料コーナー）、かわさき情報プラザ（市役所第3庁舎2階）、各こども文化センター、各わくわくプラザ、子ども夢パーク、市ホームページでご覧になれます。

### 4 問合せ先・連絡先

川崎市こども未来局青少年支援室

【住 所】〒210-8577 川崎市川崎区宮本町1

【電 話】044（200）2344

【FAX】044（200）3931

【市ホームページ】「パブリックコメント 意見を募集している政策等」

<http://www.city.kawasaki.jp/templates/pubcom/0-Curr-10-20.html>

\*お寄せいただいた御意見に対しては個別には回答いたしません。市の考え方を内容ごとに整理し、市のホームページで公表します。

\*記載していただきました個人情報については、提出された御意見の内容を確認するために使用します。また、個人情報は川崎市個人情報保護条例に基づき厳重に保護・管理します。